

平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会
(第3回)

会 議 録

日 時：平成30年2月8日（金）午後1時30分開会
場 所：ホテルポールスター札幌 2階 メヌエット

1. 開 会

【事務局】 では、定刻となりましたので、ただいまから、北海道胆振東部地震災害検証委員会を開催させていただきます。

まず、お手元に配付しております資料を確認させていただきます。

資料1の被災市町村への支援などに関する意見交換等資料、資料2-1の第2回検証委員会に係る確認事項について、資料2-2の第2回検証委員会での論点整理に係る意見等一覧、資料2-3の第2回検証委員会での論点整理1、資料3-1の被災地調査報告について、資料3-2の被災地調査結果の概要、資料4の論点整理2、参考資料1として、北海道胆振東部地震対応の主な経過、参考資料2として、北海道胆振東部地震対応の概要、参考資料3として、北海道胆振東部地震の対応に関する主な報告レポートの以上でございます。

配付の不備等はありませんか。

それでは、次第にありますとおり、被災市町村への支援などに関する意見交換等を始めさせていただきますと思います。

本日は、中央省庁からも関係者の方々にお越しいただいております。

このたびの対応状況や課題等につきましてお話をいただき、その後、検証に係る議論の参考としていただければと思います。

では、これ以降の進行につきまして、佐々木座長、よろしく願いいたします。

2. 被災市町村への支援などに関する意見交換等

【佐々木座長（北海道教育大学）】 皆様、こんにちは。

今日は、本当に寒い中、ここまで来るのに鼻が赤くなってしまったのではないかと思います。今日も進めてまいりますので、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、被災市町村への支援などに関しまして、関係の方々から一通りお話をいただき、その後、委員の皆様と意見交換を行いたいと考えております。

それでは、初めに、内閣府様、お願いいたします。

【内閣府政策統括官（防災担当）付企画官（災害緊急事態対処担当）】 ただいまご紹介にあずかりました内閣府防災担当で災害緊急事態対処担当の企画官をしている駒田と申します。

本日は、こういう場で発表させていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございました。

我々内閣府防災担当というのは、いわゆる政府の中央防災会議の事務局をしているわけですが、とりわけ私が行っております災害緊急事態対処担当というのは、大規模な災害発生時に政府の初動の対応、いわゆる東京における災害対策本部の運営、また、被災現地における政府の現地組織の運営を担当しております。

私、災害緊急事態対処担当企画官の主な役割というのは、災害時に真っ先に被災現地の

都道府県庁に行きまして、被災地の皆様のご要望、被災の状況を、逐次、東京、また、被災地と連携をとりながらやっていくという役割を果たさせていただいておりまして、このたびの9月の北海道胆振東部地震にも、当日に自衛隊機で北海道庁に入りまして、対応をさせていただきました。

その内容につきまして、本日は、ご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

まず冒頭に、今般の北海道胆振東部地震の政府の対応の組織体制について、簡単にご紹介したいと思っております。

9月6日3時7分に地震が発生いたしました。政府では、緊急参集チームと言いまして、内閣危機監理監が主宰する関係省庁の局長級の職員が直ちに参集しました。東京都内で震度5強、その他の地域で震度6弱以上の地震が発生しますと、緊急参集チームという関係省庁の局長級が官邸危機管理センターに直ちに集まることになっておりまして、地震発生から概ね30分以内に初動の会議を行うことになっています。そこで被害情報の第一報から始まって、さまざまな情報の収集を行いました。

また、東京では、安倍内閣総理大臣を中心に、関係閣僚会議ということで、各省庁の大臣による会議、また、実務的には、我々内閣府の防災担当大臣をヘッドとする関係省庁災害対策会議を連日開催しまして、被害状況の確認、また、それに対して、政府としてどのような支援をしていくのかという対応方針の協議、また、各省庁が、今、どういう対応をしているのかの共有をしております。

一方で、現地には、政府現地連絡調整室という組織をつくりました。こちらは、我々内閣府防災担当の大臣官房審議官を室長といたしまして、この資料の右手にあります、関係省庁の職員ということで、内閣府、以下、災害にかかわる各省庁の担当官がこちらの北海道庁の地下1階の指揮室に集まりまして、道庁と密に連携をしながら対応をとらせていただきました。

後ほどご紹介いたしますけれども、とりわけ、今回の政府現地連絡調整室におきましては、北海道に所在する地方支分部局の方のみならず、ここに指定職と書いてありますけれども、本省からいわゆる審議官級の職員を派遣した省庁もございます。我々内閣府だけでなく、経済産業省、厚生労働省、防衛省の本省から、審議官というかなり高い幹部を現地に派遣しまして、直ちに現地の状況を東京の幹部に報告し、また、現地で意思決定ができるような体制を敷かせていただきました。

こうした体制は、これまでの熊本地震であったり、今般の平成30年7月豪雨などでも同じような対応をとらせていただきまして、そういった積み重ねが今回も現地の北海道と国との連携の中で活かしたと思っております。

3ページに主な時系列が書いてございます。特に、我々は、9月6日3時7分に地震が起きた後、北海道庁と連絡をとらせていただきました。朝の6時10分には、我々の審議官と私、以下、スタッフが直ちに北海道に行こうということで、当初は、羽田から札幌線

の予約がとれなかったのですが、新潟だったら千歳に飛ぶことができるのではないかという話があったので、最初は新潟から行こうかと思ったのですが、千歳空港が当面飛ばないということだったので、急遽、防衛省の力をかりまして、自衛隊機で直ちに入間基地から千歳基地に飛びまして、昼過ぎにはこちらの道庁の地下1階に入ることができました。そして、道庁と連携をとりながら、その日の夜の23時に、政府現地連絡調整室ということで、各省の幹部も含めた方々が集まりますので、単に内閣府情報先遣チームということではなくて、政府として連絡調整室という構えをつくって、9月28日まで対応をとらせていただきました。

政府としての主な対応ですが、翌9月7日には、ブラックアウト等で物資の問題が現地でもかなり顕在化していることがわかりましたので、プッシュ型支援調整会議というのを内閣府のもとに置きまして、今回、国によるプッシュ型の物資支援をさせていただきました。

その後、激甚災害への指定の対応をとらせていただきまして、9月28日には、関係閣僚会議におきまして支援策のパッケージを決定しまして、153億円の予備費の使用を閣議決定させていただいております。

特に、応急対応が今回の検証チームの主眼だと理解しておりますので、その部分を中心に話をさせていただきたいと思います。

4ページをご覧ください。

今回、政府としてさせていただいた特徴的な取り組みとして、プッシュ型による支援があります。プッシュ型の物資支援ということで、先ほど申し上げましたように、9月7日には、東京にある内閣府防災担当の中に、我々をヘッドクォーターとして、食料等を担う農水省、日用品を扱っている経産省、輸送を担う国交省、防衛省、全日本トラック協会という関係者から成るプッシュ型支援調整会議を内閣府の中に立ち上げまして、そこで、ペットボトル飲料水であったり、食料であったり、また、避難所の生活環境の改善に不可欠な段ボールベッドであったり、また、今回、停電という事態が発生しましたので、携帯電話用の充電機などを被災者の皆様に早くお届けするというところで、それを調達して、被災地に直ちに輸送するというミッションを行いました。

右側のグラフにありますとおり、食料については、9月8日から12日にかけてが、一つのピークの山場ということで、日用品等についても大体同じようにピークになっています。

このプッシュ型支援がそもそも何なのかというところを次の5ページでご説明申し上げたいと思います。

中央防災会議が幹事会で決定しております。いわゆるマニュアルのようなものなのですが、大規模地震の際の応急対策の対処方針がありまして、その中で、プッシュ型支援の趣旨が書いてあります。

こちらに書いてありますとおり、やはり大規模な地震災害が発生いたしますと、備蓄は数日で枯渇してしまうと。他方で、災害救助法の枠組みというのは、基本的には、都道府

県、また、そこから委任を受けて、市町村が、避難所の運営、また、物資の支援を行うことになっておりますが、当然ながら、被災自治体では、状況把握もできませんし、そもそも民間の供給能力が落ちていることもありますので、そこで迅速に調達することはなかなか難しいということです。これは、東日本大震災でも大きな教訓となったところです。そこで、具体的な要請を待たずに、まず、国で物資を調達してお送りしようというのが、プッシュ型支援です。

具体的な法的根拠は、災害対策基本法第86条の16第2項にございまして、指定行政機関の長等々は、その事態に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときには、必要な措置を講ずることができるという規定があります。これは、東日本大震災後の災害対策基本法の改正で新たな根拠規定として設けられたものになります。

こういったものをもとに、具体的な支援として、6ページになりますが、プッシュ型支援ということで、水、食料等を初め、特徴的な物資としまして、寝具関係と書いてありますが、段ボールベッドを1,400個、パーティションを800点、携帯電話の充電機、また、寒くなるということで、暖房器具といったご要望もいただきましたので、そういったところも含めて、まず、プッシュ型ということで送ったものもありますし、後日、道庁、また、まちの対応ができ上がった段階で、要請を丁寧に聞きながら、21日の要請分まで、国による100%の負担で必要な物資を調達して送らせていただきまして、被災者の皆様の支援をさせていただいたところです。

7ページになりますが、具体的なオペレーションは、国で調達しまして、北海道では苫小牧埠頭株式会社晴海1号倉庫を物資拠点として開設していただきましたので、こちらに物資を送っております。当時、ブラックアウトの事態もございましたので、道内で調達できないものについては、自衛隊の力をかりまして、入間基地から空路を使って搬送するオペレーションもかなりやらせていただきました。

また、本来、域内輸送というのは、道庁、または、市町村の手配によりまして、民間のトラックによることが基本なわけですが、今回、停電という事態も発生し、民間のトラック輸送では安全確保がなかなか難しいという状況も起こりましたので、陸上自衛隊の支援を受けまして、被災者の皆様にできるだけ早く配送するというので、対応させていただきました。

以上が、事実関係のご紹介でございます。

以後、今回の地震対応につきまして、評価できるいくつかの事項、また、今後の教訓とすべき事項について、若干お話をさせていただきたいと思っております。

我々の立場から見まして、まず、北海道の災害対策本部の組織運営に関しまして申し上げますと、やはり評価できる事項といたしましては、我々政府の現地連絡調整室を道庁地下1階の北海道災害対策本部の指揮室内に置くことができたことは非常に有効だったと思っております。私は、7月豪雨のときも現地に行っておりましたが、都道府県の災害対策本部と国の機関もみんな同じ部屋に入れるということは、スペース上の限界でなかなかで

きないことが多々あります。その点、北海道の場合は、ああいう広い部屋をご用意いただいて、次に書いてありますが、副知事と危機管理監に常駐していただき、国も審議官級の高いクラスの高級幹部を出していただいている中で、フェース・ツー・フェースで速やかな調整ができたことは、非常に良かった点だと思っております。

また、北海道の対策本部に我々の幹部も参加させていただきましたし、逆に、国の機関同士の横の連携の場にも、辻井危機対策局長に毎日参加いただいて、そこで国と道の取り組みを一元的に情報共有できたことも、今回、非常に良かった点だと思っております。

今後の教訓としては、この検証委員会でのこれまでの議論の中にも出ておりましたけれども、国の組織から送った人間が、当初、道庁が想定されているより若干多かったこともありまして、頻繁に机を移動させたり、配置を変更したり、いろいろと手間をとっていただきました。そういった意味でも、下に7月豪雨に係る初動対応検証レポートの抜粋を載せておりますが、今回の平成30年7月豪雨を受けまして、国の防災対応の見直しの方向性としても、大規模な災害の発生に際しては、本府省庁から幹部級職員を甚大な被害を受けた都道府県庁に速やかに派遣することは、国としてもやっていこうとしておりますので、その意味でも、今後は、十分なスペースの確保、また、合同会議の開催をあらかじめ道の防災計画の中にもしっかり位置づけて、連携がとれる体制をつくっていくことが大事だろうと思っております。

また、これは北海道の特徴だと思いますが、今回は、胆振東部地域と札幌市が被災の大きい地域でしたので、ある意味、道庁に非常に近いところで起こった被害でありました。大抵の県は、県庁にいれば物事がわかるのですが、例えば、北海道の道東で起こったときにどうだろうかという、かなりの距離があります。かつ、今、懸念されている今後の大きな災害の千島海溝の地震を考えると、遠方の地域で大規模な災害が起こったときに、では、国の現地組織と道庁の災害対策本部と関係機関との間で、どういう情報共有の連携体制をしておくのかということ、これから考えていくべき大きなテーマだろうと思っております。札幌がコントロールするのがいいのか、より被災地に近いところにもう少し高いレベルの調整ができる組織を置くのがいいのかといったところは、今後、検討していくべき大きな課題だろうと考えております。

次に、物資の調達、輸送に関してですが、今回、非常に良かった点は、北海道で速やかに苫小牧に倉庫を確保していただいたということです。これがないと、国から幾らプッシュで送りましても、受け入れ先がないと物が届かないものですから、ここをしていただいたことは非常に良かった点だと思っております。

また、物資の担当省庁のリエゾン、農水省の農政事務所、また、経産省本省から来た人間が、指揮室の中で、道庁と全ての物資の調整をさせていただきました。そういった体制ができたことも非常に良かった点だと思っております。

今後の教訓ですが、さはさりながら、国のプッシュ支援は、どうしても遠方から持ってきますので、すぐには届きません。なので、やはり備蓄をしていただくことは、災害対策

の基本中の基本だと思っております。中央防災会議の防災基本計画でも、最低3日間、推奨1週間の備蓄ということが既に書いてあります。ここは、道庁、また、道内の各市町村にもしっかり普及啓発をしていただくことが、改めて大事なことだと思っております。

また、もう一つ、これも北海道の特徴だと思いますが、道内で調達が困難な物資は、必然的に飛行機か船で運ばなければいけないというのが北海道の特徴だと思っております。ですので、これは道庁で、避難生活に必要な物資で、道内で十分な調達を確保することができないものがないのかということ、あらかじめ検証しておく必要があるのだろうと思っております。今回、道庁から段ボールベッドの依頼を受けましたときに、道内では調達ができないということで、本州から送るように急いで手配をさせていただきました。そういったものがあることをあらかじめわかれば、初動の段階で国としてもしっかりとした体制ができると思っておりますので、この点は、北海道の広域的な地域であるという特徴に鑑みて、留意されておくべき点だろうと思っております。

また、物資のニーズ把握というのは、常に大きなテーマになります。今回、北海道の場合には、後ほどご説明をいただけるようですが、道職員の方に避難所に入らせていただきました。せっかく道職員の方が行っているのであれば、その情報を道の対策本部で集約するような体制ができれば、よりきめ細かい物資のニーズの対応もできると感じております。

また、これも北海道の特色だと思いますが、市町村合併が進んだことによって、市町村の区域が非常に広がっていると思っております。今回のむかわ町がまさに典型だったのではないかなと思っております。そのときに一つ気をつけなければいけないのは、被災市町村からの支援要請は、本庁から当然上がってくるわけですが、本庁が支所の分も含めてきちっと把握しているのかということは、非常に大事な点ではないかなと思っております。我々は、実際に穂別の支所にも行きましたけれども、初動のときには、本庁とコミュニケーションがなかなかとれなくて、自分たちで何とか頑張っていましたというお話も聞きました。そういったところからすると、特に北海道は飛び地合併もされていると思っておりますので、本庁と支所との関係の情報共有、伝達が本当に役場できちっとされているのかということは、特に初動期に至っては、振興局を含め、道庁でしっかりウオッチされることが大事なことだろうと思っております。

最後に、10ページになります。

被災者への支援ということで、特に住まいの確保について、最後に申し上げたいと思います。

今回、評価できる事項としましては、建設型の仮設住宅につきまして、1期工事、2期工事という段階的な対応を道庁にさせていただきました。これが早期の供給可能につながっていると思っております。

また、今回、対口支援も含めて、罹災証明書の発行体制が早期に整備されたことも、良かった点だと思っております。

また、被災しますと、当然、避難所の運営を初めとする費用というのは、災害救助法の適用を受けるわけですが、市町村の職員が災害救助法について十分な知見を持っているケースは、そうそうありません。そもそも大きい災害が何年かに1回しか起こらないからです。そういうことからして、災害救助法で何ができるのかというところについては、今回、内閣府の担当職員は、道の保健福祉部と一緒に3町を回らせていただきました。こういったところを直接助言したことが、3町のいろいろなご疑問を解消できたことにもつながったのかなと思っております。

今後の教訓としましては、まず、罹災証明書の発行体制がその後の避難者支援の基本ベースになるので、これを早くやっていくことが被災者の皆様の安心につながっていきますので、後ほどご説明があります対口支援の受け入れ体制が非常に大事だろうと思っております。

また、被災者の住まいの確保に関して言えば、制度として、お金の面は、我々内閣府が所管している災害救助法で見ているわけですが、実際につくるのは、プレハブ建築協会であったり、借り上げ型の仮設住宅であれば賃貸協会であったり、そういったところと連携してやっています。普段、プレハブ協会や賃貸境界とおつき合いがあるのは、住宅・建築部局であり、国でも、そこのおつき合いがあるのは、国土交通省の住宅局になっています。そういう意味では、災害時の住まいの確保は、国でも国土交通省の住宅局がかなり音頭を取ってやっています。そういったことからすると、確かに制度の運用と実際につくるところの部局の考えというのは、それぞれの都道府県の事情はおありだと思いますが、ここの連携をしっかりとっておかないと、やはり初動の住まいの確保の部分で、若干躊躇したり、遅れたりということが生じかねませんので、ここの連携というのは、今後とも大事なことだろうと思っております。

我々も7月豪雨を受けまして、我々のような政府から現地に派遣した人間は、とにかく仮設住宅というのは、つくる側は、どうしても空きが出てはいけないというところで、必要戸数をきちっと確定しないと着工ができないというふうに思いがちなのですが、やはり被災者の皆様のことを考えれば、例えば、第1期、第2期のような段階的な部分もやりながら、柔軟にやっていくことが大事だと思っておりますので、今後、そういった助言もしていきたいと思っております。

また、特に災害が発生したときには、災害救助法になじみが薄いような市町村に対しましては、道庁も含めて、積極的な助言を行っていくことが望まれるのかなと思っております。

長くなりましたが、以上になります。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

続きまして、全国知事会様、よろしくお願ひいたします。

【全国知事会調査第二部】 私は、全国知事会調査第二部で副部長をさせていただいております井上と申します。

本日は、貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、全国知事会の対応ということで、私自身の活動の報告も兼ねまして、簡単にご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、私ども全国知事会の災害時の対応でございますが、本来、災害が発生した際には、各都道府県でブロック体制を組んでおりまして、今回は、こちらの右手でございますブロック体制で申しますと、北海道東北地方知事会としては、北海道が幹事県でございますが、代行という形で発災直後から青森県が支援活動に動いてございました。我々全国知事会においても広域応援協定を結んでございまして、実際にブロック内で災害対応を行っている場合には、東京側の、こちらの左手の下の欄でございますように、災害対策都道府県連絡本部をすぐに立ち上げてございます。そこで災害情報を収集し、全国に対して、今どういう状況かを周知することが、まずは主な活動になります。

その上で、今回、リエゾンという形で、私が道庁に参りました。その中で、本来、私ども都道府県ではブロックごとで活動する内容が、2枚目の資料となっております。

こちらは、今、企画官からもお話があったとおり、各都道府県、また市町村の応援職員の方々が被災状況の把握、調査を行っています。今回においても、北海道が被災されて、受援チームとの意見交換の上、連絡調整を行い、情報をできる限り正確に把握した上で、どういった対応ができるかというのを確認し合っています。その上で、避難所の箇所数、規模、運営の仕方、それぞれの被災場所において、私も夏の西日本豪雨の時にも広島県庁へすぐに行かせていただきましたが、やはり地理的な部分や市町村等の体制に、大分異なる状況がございますので、支援側であるブロックの都道府県のリエゾンを中心に、まず、他団体のリエゾン同士集結した検討の中で、どういう体制をとった方がいいかというようなものを、被災された県庁などの危機管理担当者様と打ち合わせをさせていただいたことが、まず初動の状況でございます。

その上で、すぐに被災現場での避難所の運営支援といった業務が控えています。ここで一番重要なのは、被災された市町村の首長が、どのようなお考えを持って、どういう形で住民の方に対応していくことを考えておられるかを酌み取った上での支援側の体~~制~~制だろうと思います。また、現実に動いている避難所のどこかにウイークポイントがあるの~~で~~はないか。例えば、発災翌々日朝の会議の中であったのが、むかわ町では、そろそろ避難所のごみの衛生面が問題になってくるといった状況を、視察を行った段階で、いついつにそうなる可能性があるというのをキャッチして、その準備に対して、各都道府県で集まった青森を中心に岩手県、宮城県、福島県のリエゾンである総括マネジメント支援員の方々に話題にするなど、どこが重要かといった対応策を整え、速やかに業務に当たっております。そういった避難所運営に係るマネジメント支援業務と、最終的には、この後に総務省からもお話があるかと思いますが、罹災証明の発行業務になりますが、その体制を整えていくというような人的準備ですね。そういった打ち合わせも、既にその場でされてい

私ども全国知事会では、こうした都道府県の動きをさらに後ろから支えていく、あるいは、今回、北海道の被災された現場の情報を速やかに、都道府県の動きに合わせて、支援する側をさらに調整・統括するというような対応を心がけ、円滑に進められるようにする、そういう役目が被災現地では、重要であると知事会としても考えているところでございます。

基本的な事項が右側に書いてございますが、災害対策都道府県連絡本部を東京で立ち上げます。ここでは、市長会、町村会等では、自動的に設置するような規定をされているとのことですが、知事会では、職員がすぐに到着と同時にこの連絡本部の設置という考え方とっておりまして、こちらに書いてあるように、**震度深度**6弱以上の地震が発生した際、また、このたび、協定も見直しておりまして、大雨の特別警報が発令された際等、この連絡本部の設置要件について明確化をしております。その上で、複数の都道府県に跨がる大規模な災害では、埼玉県知事の上田会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置することにはなっておりますが、現在、この対策本部を立ち上げたという事例はございません。

二つ目のポツでございますが、リエゾンの派遣というものも明確化し、大規模災害時の対応強化を図っているところでございます。

また、三つ目のポツでは、この後、総務省からもお話があらうかと思いますが、被災者市町村対応職員確保システムが今年度4月からスタートしておりますので、そういったところとの連絡調整役として、我々知事会もそのメンバーに入って応援職員の派遣調整を行っているところでございます。

四つ目は、今現在、被災地の要請に基づきまして、主に技術的な土木職、あるいは林業職等の方々の中長期の派遣を、各都道府県間で我々を介しまして、調整をさせていただいているところでございます。

次に、今回の北海道胆振東部地震での具体的な活動の内容につきましては、3ページ目と4ページ目を一緒にごらんいただければと思います。私どもの時間軸で申しますと、職員が到着したのが5時半でございまして、災害対策都道府県本部を東京側に設置しまして、会長には連絡の上、まず、6時の段階で、知事会報として、内部報でございまして、全国都道府県にその時の現在状況を発出させていただいております。そうした現在情報の内容は、今回、北海道の地震に対しましては、25日まで内部報として随時周知していたところでございます。

また、総務省を初めとした市長会、町村会、指定都市市長会が必要に応じて集まりまして、情報共有を図らせていただいております。

下の部分は、私ども2名のリエゾンが道庁内に入りました活動内容でございますけれども、私は翌日の7日に到着いたしました。その段階で、既に青森県が防災ヘリ等でこちらに到着しており、その**外ほか**、熊本県、岩手県、宮城県、新潟市、福島県、鳥取県、兵庫県は関西広域連合として、支援職員の皆様が現地入りしてございました。各団体1名、2

名程度なのですが、かなりの数の方々が一気に集まって、ミーティング等を始めていたところでございまして、資料4ページに左上の写真を掲載させていただいているのですが、北海道から配られた参考資料2の3ページに配置図がたしか入っていたと思うのですが、こちらの危機管理センター内の配置が、ちょうど我々は、総務省とともに、他県のリエゾンという形で、部屋の出入り口の場所でございまして、~~ちょうど~~出入り口の通路部にかなりの人が集まってミーティングを実施するため、その都度周囲に迷惑をかけてしまうという事態が度々起こってしまっていました。そういったことを調整するにも、想定していなかった富山県のリエゾンが入ってきたり、いろいろな方が入れ替わり立ち替わりで大分増え、スペース自体に問題が生じてきたものですから、すぐに道庁にお願いをしまして、ちょうど職員用の仮眠室が隣にあり、そこをすぐにお借りすることができました。こうしたちょっとした事態にも道庁で即対応いただけたことが現地の連絡本部会議をスムーズに円滑に進められることができたという一つの事例がございました。

また、反省の部分もあるのですが、こうした支援側が独自に支援の部隊だけで一旦ミーティングをするのですが、今、北海道が何を求めているかというニーズを把握するという点については、道庁の危機対策室の職員の方を初めからは入れずに、こうではないか、ああではないかみたいな話が、初日はそういう形で行っておりました。そこは意識統一をさせるためにも、やはり道庁とともにという方法で、一番初めからそういう形がとれなかったのが、支援側としても1つの反省する点だったかと思います。ただその後は、こういった連絡会議を道庁と共に、今、どういう状況であるかと、受援・支援双方の動き・意識合わせ等の確認、これは必ず1日2回ほど行っておりました。

朝、被災地に出発する前に、道庁に対して、今、都道府県の支援の方法としてこういうことを考えているということ、道庁に確認いただいて、その夜に了解が得られるのか、支援のやり方としてこういうもので良いか等、朝・夜で協議確認していました。また、避難所の運営計画検討に当たっては、道の職員が何名、どこに行くなどの情報をいただき、3ページ目の9月8日から9日の間には、概ね9月末までの三つの被災した~~まち~~町の避難所運営の体制をある程度考えておりました。そういった検討や協議を含めまして、ブロック幹事県を筆頭に調整していたところです。やはり発災直後から、即時対応が求められる協議・検討の場でいろいろ見ますと、どうしても支援する方々も経験等を踏まえた考え方があって、強い口調ではないのですが、北海道はどうしたらいいかと尋ねる際、またこうではないか、ああではないかといったものが、本当に北海道にどう受けとめられたか、我々支援する側の思いが強過ぎて、誤解を招くような雰囲気生じてしまった場面がございましたので、全国知事会としても、客観的な立場から、そういった受援・支援双方の確認や検討会議後、今一度支援する府県の方々全体で、接し方とか、考え方とか、整理をし直すというやりとりなどもございました。

私ども知事会としては、それぞれ各自治体が、その後もどんどん新たな応援部隊が入ってくる、そういったものを、北海道庁受援チームも、発災直後からいろいろなことでずっ

と動かれて、余裕のない状況は見てとれていましたので、各都道府県からプッシュ型で人的支援として入られた方々に対する調整だったり、今の被害状況や支援対応等の説明といったものは、私ども知事会で受けとめさせていただき、なるべく道庁の負担のないよう支援側全体で共有を図っていったところがございます。そういった活動は、4ページの下に記載させていただいております。

その他、知事会の最近の動きとして、5ページをご覧くださいますと、こういった近年の災害の状況を踏まえまして、我々知事会の災害時の広域応援協定の内容を明確化し、強化していくための見直しを行っております。本部長のみ規定し考えられたものについて、副本部長を置くということで、知事会には危機管理防災特別委員会が設置されており、その委員長都道府県を副本部長とするとして、現在委員長である三重県知事を副本部長としております。こうした内容は、11月の全国知事会において承認されたところがございます。また、中段の二つ目のポツでございますが、被災者生活再建支援制度についても、11月9日に行われました政府主催の全国知事会議におきまして、総理に対し、制度の充実と安定を図るために、国に対して提言を行っているところでございます。

内容につきましては、記載のとおりなのですが、重要なところで申しますと、被災者に対する支給対象を半壊まで拡大といったことを、我々知事会内で、ワーキンググループを立ち上げ、シミュレーション等を行いまして、基金が枯渇しない何とか運用可能な範囲といったものを算定し、制度上拡大することを考えてございます。ただし、これは国の制度でございますので、今、ちょうど内閣府防災担当との意見交換を暮れから始めさせていただいているところでございます。

最後に触れさせていただきたい事項は、中長期の派遣に関するところでございまして、今、中長期の派遣につきましては、ご覧いただけますとおり、技術職を中心として、それぞれの災害について、今もなお、都道府県間の派遣を調整しているところでございます。北海道にも12月に発表させていただきましたが、16名の土木職、林業職の職員を都道府県の自治体から派遣をさせていただいております。こちらは平成30年度の実績でございますが、31年度につきましても、今、調整中でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務省様、お願いいたします。

【総務省自治行政局公務員部公務員課】 総務省公務員課の寺田と申します。

今日は、このような発表の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私からは、今回の地震において、先ほど対口支援という話がありましたけれども、被災市区町村応援職員確保システムという県外から被災市区町村の応援に来ていただくというシステムがございますので、これの今回の適用について、そして、適用を通して、私どもが感じたことについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ、2ページは、制度の基本的なスキーム、概要についてお示しをしております。

二つの制度から成っております、(1)がまさに避難所の運営、罹災証明書の交付等に応援職員を派遣するというもの、それから、(2)が特に首長とか幹部職員に対して災害マネジメントを支援するというものでございます。今回の北海道地震につきましては、(2)は北海道庁で対応していただきましたので、私どものシステムの適用としては、(1)のみということになります。

1ページをご覧くださいますと、発災から被災市区町村へ応援職員の必要性を県で把握していただき、総務省等にご連絡をいただく格好になっております。

縦に第1段階支援、第2段階支援となっておりますが、第1段階支援は、全国知事会の枠組みを参考につくっておりますブロックを中心とした支援、それでも対応が困難であるという場合には、全国から応援をしていただくというスキームにしております。

総務省では、震度6以上の地震が観測された場合には、直ちに情報収集を開始し、状況によりましては、現地にリエゾンを送るという体制をとっております、1ページの右下のところに確保調整本部というのがありますが、先ほどご説明いただきました全国知事会等、関係団体を含めて、対口支援団体の決定等については、この確保調整本部でやっていると。

この資料には書いてございませんが、現地には、現地調整会議というものを置きまして、現地でしかわからないさまざまな状況に対応していくという体制をとっているところでございます。

なお、このシステムにつきましては、熊本地震の経験を踏まえまして、全国知事会等、関係団体と一緒に、議論を重ねてつくり上げた制度になっていることを申し上げておきます。

それでは、資料の3ページ目をご覧ください。

地震発生の9月6日のうちに、公務員課でも北海道にリエゾンを派遣しました。ちょうど東北方面に出張していた職員がおりまして、その者を青森に向かわせて、青森でレンタカーを借りて、そのまま船に乗って函館に入り、高速道路を通過して、その日のうちに道庁入りしたという形をとっております、何とかその日のうちに入ることができました。

そのときには、先ほど知事会からも話がありましたように、東北ブロックの各県のリエゾンの方々が来ていたということで、そのリエゾン会議を通しまして、被災地の状況の情報収集が図られまして、9月11日に対口支援団体を決定しました。

先ほど第1段階支援と申し上げましたけれども、今回の被災3町に対しまして、北海道東北ブロックの各県を中心とした7県を対口支援団体として決定しました。

対口支援につきましては、10月7日で一応終了しております。おおむね1カ月間となっておりますのは、避難者が少しずつ減ってきたり、避難所が統合されてきたりということで、避難所の人員が少しずつ減ってきたということと、発災後おおむね1カ月という目安で交付を開始することとしております罹災証明の1次調査に一定のめどがついたということで、おおむね1カ月で対口支援を終了させていただいて、あとは道庁に引き継いだ形に

なっております。

4ページをご覧ください。

先ほど申し上げました対口支援団体が入ってございました期間とか派遣いただいた述べ人数について記載をさせていただいております。

業務内容も、基本的には、この制度がもともと想定しておりました避難所の運営支援、それから、罹災証明の交付支援を中心に支援をさせていただいたということでございます。

なお、この制度は、この二つを中心にはしておりますが、それ以外の本部支援といったところは、要綱上は「支援業務を避難所の運営及び罹災証明の交付等」という形にしておりますので、「等」の中でそれ以外の支援についても可能な範囲でお手伝いをする形にしているところです。

この対口支援団体の調整、あるいは、支援団体が実際に現地に入ってから、何十人という人を現地に送り込み続けるためには、さまざまな調整についてなかなか難しい面もあったと思います。そういった対口支援が終わるまでを通じて感じましたことを5ページにまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今回、非常によかったと思っておりますのは、全国知事会の発表の中にもありまして、関係団体相互の情報共有が非常にうまくいったと考えております。対口支援団体が決まる前の現地におけるリエゾン会議、私どもの制度で言うところの現地調整会議、そういった会議体については、特に初期の段階には、辻井危機管理局長様を始め、管理職のお立場にある方にご参加いただいたことが本当によかったのではないかと考えております。

具体的な例を幾つか挙げさせていただいておりますが、一つ目は、受援体制の強化です。道庁には、もともと応援受援マニュアルが整理されておまして、特に、避難所については、最初は厚真町だったと思いますが、道職員が何十人かに非常に早い段階から応援をさせていただいております。

ただ、一方で、罹災証明書に関する部分につきましては、発災直後ということもありません、道庁もいろいろなことに対応しないといけない中で、少し意識が向いていないところもあったのではないかとと思いますが、罹災証明についてお話をさせていただく中で、直ちに専属班として設置をしていただきました。

それから、現地の状況に応じて対応する職員の増員とか、道職員の追加派遣なども、避難所が中心だと思っておりますが、送っていただきました。

現地調整会議を構成している各団体に対して、道庁から、現地に入って現地ニーズを把握してほしいという正式なお願いがございまして、東北の各県がそれぞれの被災3町に入りました。この形というのは、非常にうまくいったなと私自身は思っております。災害時に被災地の正しい情報をいかにスピーディーに把握するかという現地に入るリエゾンの役割というのは、非常に重要だと思っております。

現在、道の体制の中では、まずは振興局がその役割を果たされるのかもしれませんが、やはりリエゾンとしてのスキルが、それなりに災害対応に関して力のある職員が行かない

と、そこまで適切な情報を被災町から本部に上げていくことが非常に難しいのではないかと考えております。

今回、東北の各県から派遣されたリエゾンには、先ほど説明を割愛しましたがけれども、災害マネジメント総括支援員として登録されている災害対応に知見のある方がそれぞれ派遣されておりまして、そういった方々が実際に現地に入り、それから、道の連絡員の方とも連携しながら被災地の情報を上げていったことは、非常にうまくいったのではないかと考えております。

参考資料の6ページ、7ページに、7月豪雨の振り返りを掲載させていただいておりますので、7ページをご覧ください。

7ページの②円滑な派遣に向けた応援側の事前準備の矢印のところですが、被災地のニーズを迅速に把握するために、アンダーラインの2行目の後半からのところですが、発災後速やかに先遣チーム、つまり、現在の制度においては、災害マネジメント総括支援員は1人で対応することとなっているのですけれども、1人で首長、幹部職員のサポートをするには限界があるのではないかと。幅広い災害対応分野を1人で全てカバーするのは非常に難しいということがあります。また、もう一つは、専門的なメンバーを何人か入れて、チームとして派遣して、これまでの災害マネジメント支援に加えて、現地の応援ニーズといったものに、どのぐらいの期間、何人必要なのだという見立て、そういったニーズ把握についても、新たな役割として加えるような形で、この制度を見直していったらどうかというふうな、総務省として、現在、考えているところでございます。

そういった意味で、7月豪雨の後に起きた北海道胆振東部地震における現地での連携というのは、まさに西日本豪雨のような特に広域災害の場合には、こういった形で県が現地のニーズを全て把握するのは難しい状況もありますので、そういった場合には、こういった先遣チームが、他の県からも現地に入っていただいて、ニーズを吸い上げていくという体制が非常に有効だと思っておりまして、今回の地震では、総務省で検討していたようなことが自然な形で体制が組めたのではないかなと考えております。

以上が評価の部分でございます。

続きまして、課題のところですが、ここには幾つか事例を挙げておりますが、一言で言いますと、応援受援体制のさらなる充実でございます。

先ほど申し上げましたが、北海道では、既に応援受援体制に関するいろいろな規定をおつくりになっておりまして、これは他県と比べても非常に整理されているのではないかと考えております。しかしながら、私どもが昨年3月に通知しました被災市区町村応援職員確保システムの前に策定されているので、このシステムを踏まえた形で改定をしていただけたらなと考えているところです。特に、道外からの被災市町村に対する支援の部分を、このシステムを踏まえたところで、整理をしていただければと考えているところです。

今回の対応で感じましたところを幾つか書いておりますが、一つ目は、災害対策本部の応援受援班と、現地調整会議を構成する各団体との十分な連携が図られるような体制の整

備について、検討をお願いしたいなと考えております。

現在の応援受援班では、二つ目のポツにも書いておりますが、発災当初は、物資の対応に非常に追われていらっしゃると思います。応援受援班の体制が今の人員で足りるのか、人と物の担当を明確に分けるなど、体制についてももう少し改善していくべきではないのかということを書かせていただいております。

また、内閣府からもお話がありました。北海道特有の状況として、それぞれの振興局が、まずは状況を把握したり、取りまとめたり、本庁に対していろいろな連絡をするという連絡体制になっておるかと思うのですが、今回、どこを改善すれば、もっとスピーディーに情報のやりとりができるのかということについて、また改善する余地があれば、ぜひご検討いただければなと思っております。

本来、対口支援は、道及び道内市町村で対応が困難な場合に応援に入るという形にしておりますが、もともと用意されていた道内支援のスキームについて、広い北海道の中で、しかも災害現場のフェーズがどんどん変わる中で、タイムリーに人数を把握して現地に送り続けるというのは非常に難しい調整だということをおっしゃった上で申し上げておるのですが、むしろ先にほかの県から応援に入っていて、その間に非常に速やかに道内体制を整えていただきました。それで、県外からの応援が入りつつ、道内市町村からの応援も入りつつ、その体制が整ったタイミング、あるいは、先ほど申し上げました罹災証明の調査が終わるタイミングで県外応援が撤退することができたことは、道に非常にご苦労いただいて、そういう体制が最終的にはうまくいったなと思っておりますが、こういったところをよりスピーディーにやっていくために、どこか改善すべきところがないのかということについては、まだ検討の余地があるのかなと感じた次第でございます。

私からの説明は、以上になります。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

先日の最初の委員会のときに、道から、国、市町村、知事会様、総務省様からご支援をいただいたというのを紙面上で見て、そうだったのだなとわかったのですが、今回、私たち3人は、現地の3町に行って、職員の方、住民の方と直接お話をする機会がございました。その中で、やはり町の職員の方たちは、リエゾンというか、本当に素早く対応してくださった、そして、いろいろな職務に対して応援してくださった、それも、東北地方の災害を体験して、非常にわかっている方たちが、いち早くそういう業務について自分たちを引っ張って行ってくださったと、すごく感謝をされていました。

また、住民の方たちも、物資がすぐに到着したりして、何か困ったことはありませんかとお尋ねしても、感謝だけですよという言葉をしていただいて、たくさん反省もあるかと思うのですが、本当に素早いご対応をしてくださったのだな、ありがたいことだったなと、今、改めて感じまして、感謝を申し上げたいと思います。

また、評価と課題をしっかりとご提示してくださいまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして、厚真町避難所へ派遣されました道の職員の方からお話をいただ

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

【北海道（厚真町避難所派遣者）】 私は、興水昌明と言いまして、表紙に書いてありますが、発災の翌日、9月7日から12日の間に、第1班として現地の厚真町避難所の運営支援のお手伝いをさせていただきました。下に書いてありますが、現地リーダーという役割のもと、動いていたということです。第1班として、9月7日に道から派遣になったのは、道庁の本庁から派遣された職員もいますし、振興局から派遣となった職員もいまして、総勢32名が9月7日に現地に入ったわけですが、その中のリーダーを担ったということでございます。

なぜ私がリーダーになったかというところも話したほうがいいのかなと思いますが、私の所属は、雇用労政課ということで、普段危機対策と直接かかわりのない分野の職場にいるわけでございますが、派遣された32名のメンバーの中で、私は主幹職という役職がついていたことと、平成23年と24年に厚真町役場に派遣になっておりまして、役場の職員と一緒に仕事をしていたことがありまして、道の危機対策課からリエゾンとして現地に入っていた人に、そういう経験もありますからという話を最初にしたところ、現地のリーダーになってくださいという話がありましたので、7日から12日の間、そういう動きをしたということになります。

私が行っていたのは厚真町なので、大変申し訳ないのですが、今日は、被災されたむかわ町や安平町のお話はできませんので、厚真町の話ということでお聞きいただければと思います。

ページを1枚めくってください。

現地に行かれた方は、いろいろご承知のことだと思いますが、厚真町には、大きな避難所として、ここに書いてある6カ所があります。それから、住民が自主的に運営されていた避難所も幾つかあるのですが、役場の職員が張りついて、しかも道職員が派遣されていた避難所は、この6カ所となります。

ここに派遣になった9月7日当時の状況ということで、避難者数、運営体制を書かせていただきました。

総合福祉センターは、役場の道路を挟んで裏手にあるところですが、町の中心地にあるということで、この避難者数が断トツで多かったというところですが、それから、そのすぐ下の厚南会館は、通常、役場の支所という扱いなので、厚真町の地図が右側にありますが、海岸線に近いところに位置しておりまして、こちら市外地がありますので、そちらの人たちが集まったということで、少し多くの人数になっているところがございます。

また、上に書いてある厚真中央小学校、厚真中学校、スポーツセンターは、右下の地図の厚真町と名前が入っているあたりに位置している感じにして、厚南会館と上厚真小学校は、少し離れた海岸に近いところに2カ所あるということで、上に四つと下に二つという形で分けさせていただいています。

また、厚真中学校も、120名、55名とありますが、ここは、次の日あたりから人数

が比較的少なくなったりもしていますので、この人数が、日々、刻々と変わっていたということで、また、7時半現在と15時15分現在とあえて書いたのですが、朝方は、会社に出勤前の大人もいるということで、人数が多く、昼間は外出するので、昼間の人数が減って、また夜に増えるという繰り返しをしているということで、ここは、あくまでも避難者数が書いてありますが、目安として、9月7日の人数を書かせていただいています。

行った当時は、役場職員もかなり避難所に張りついておりまして、ここに書いてあるように、総合福祉センターでしたら10名程度、厚南会館も同じぐらいのニーズがありまして、それに9月7日から道職員が加わっていった形になります。

私どもの道から派遣された職員の支援活動として、どんなことをやっていたかということですが、厚真町内に6カ所の避難所がありますので、避難所によっては、若干違う作業があったのかもしれませんが、一般的な業務をここに書いております。

受付業務として、当然、24時間体制で実施したということです。厚真町の場合は、避難所ごとに名簿が作成されていて、避難所の入退所とか、日中の出入りの確認、安否確認の対応をしておりました。先ほど、総合福祉センターには人数がたくさんいますという話だったのですが、そこはパソコンで管理をして、すぐに検索できるようなシステムになっていましたし、これは、私どもが派遣された9月7日時点からそうになっていました。その他の避難所は、紙ベースで名簿を管理しながら、安否確認をしていたという形でございます。

また、清掃業務としては、施設内のトイレの清掃ですとか、この当時は、断水しておりましたので、避難されている方は、外の仮設トイレを頻繁に利用されていたという形で、かなり汚れるところもありまして、そうなりますと、汚れの清掃とかトイレトペーパーの補充もしたというところですよ。

また、食事の補助ですね。体が不自由な方のお手伝いとか、右下の写真は、ある日の朝食で、トレーに乗って渡されるのですが、トレーが避難所の中に大量に持ち込まれるので、トレーを回収して、食事を出すところにまた返すといった仕事もしておりました。

また、ごみが避難所の中にかかなり出てきますので、そのごみを外の一定のところに持っていくとか、避難所内の確認ということで、これは入居スペースと書かせていただきましたが、入居スペースの中で、健康が悪くなっている方がいないか、マスコミが黙って入っていないか、ごみ箱とか、水、お湯が補給されているかを見て回ったりするというところでございます。

その他としては、断水していたので、例えば、厚南会館であれば、大きなタンクをトラックに積んで浄水場に水をとりに行くといったような仕事もあつたりします。

左下に書いてありますが、24時間体制ということで、シフトを組んで順番で業務に当たったところでございます。

次のページを開いていただきまして、私が、リーダーの業務として、どんなことをやったのかというところでございます。

私が行った時は、当然、32名の中の一員でしたので、どこかの避難所に行って、避難者のお世話をするのだなと思っていたのですが、先ほど話した経緯でリーダーになりましたので、私は、今話したような避難所の中の業務はやらず、リーダーとしての業務を担当させていただきました。その中では、まず、道職員が順次派遣されてくるわけですが、その道職員をそれぞれの避難所に適切に配置していくという業務が一つありましたし、それぞれの避難所がどういうふうになっているのかを巡回して、避難所の運営で困っていることがないか、派遣された道職員もそうですが、役場の職員も過重労働になっていないか、倒れてしまってはどうしようもならないので、そういった健康のところも気をつけながら、4回ほど全避難所を回ったという記憶があります。

また、そういった集めてきた情報を、避難所に派遣されている私どものメンバーは、人事課経由での派遣になりますので、道の人事課に避難者数、避難の状況、ライフラインの状況を報告していたところです。

また、右下に写真が出ていますが、役場庁舎から道路を一本挟んで50メートルぐらい行ったところに、「ゆくり」という施設があるのですが、そこに厚真町役場の災害対策本部救護班が設置されていて、私もここにいる機会が多かったのですが、道から派遣されたリエゾンが役場庁舎にいましたので、そこでの連絡調整をしまして、役場の物資の要望を伝えに行ったりしました。

その他として、先ほど、派遣になっていたという話もありまして、副町長に直で呼ばれたりすることがありまして、副町長から着いたその日にすぐ言われたのですが、罹災証明発行をしなければいけないので、道から職員を派遣して欲しいということでしたので、人事課につないで、旭川市から数日後に派遣をしていただいたという経緯になっています。

それから、これもまた副町長から着いてすぐに、避難所の運営スタッフを道からの派遣で増員できないかと言われました。この趣旨としては、先ほど話したとおり、避難所に厚真町役場の職員がかなり張りついていたので、復興に向けての業務ができないのだという話がありましたので、何とか役場職員を早く役場に迎えるべく、道から職員をもっと派遣して欲しいという要望も人事課に伝えたところでございます。

また、関係機関として、青森県、経済産業省、道の危機対策課等との連絡調整も行わせていただきましたし、また、後ほど説明しますが、避難所代表者会議にも出席しました。

それぞれの避難所の様子を簡単に説明させていただきますが、まず、総合福祉センターは、避難所に入ると、こういう受付があって、先ほど申したとおり、パソコンがあって、避難者の名簿が管理されていたということです。物資置き場ですとか、食事の配給とか、仮設トイレ、仮設トイレ前の手洗い場は、こういう形になっていました。これは、あくまでも水が通る前でしたので、自衛隊による給水もこんな形で行われていて、仮設トイレもかなり頻繁に利用されていたところでございます。

続きまして、6ページに行きまして、厚真中央小学校は、体育館が入居スペースになっておりましたので、パーティーションで仕切られていますが、右下に上から撮った写真があ

りますが、こんな形で、これは既に段ボールベッドが入った時点ですので、日にちがたった9月12日の様子になっていますが、それまでは、右側にあるような居住スペース用マット、こういう薄いぺらぺらのようなマットが敷かれて、そこに毛布をひいてみたいな感じで、居住環境がいいという感じでは決してなかったのかなと思います。

炊き出しも臨時に行われたりしていましたが、左下の仮設トイレは、右側に仮設トイレがあるのがわかると思いますが、ちょうど奥にバスがとまっているのがわかるでしょうか。そこが避難所の出入り口になっておりまして、仮設トイレまで結構長い距離を歩かなければいけないところがありまして、晴れている時だったらいいのですが、雨が降っている時とか、夜間とか、そういった時には避難者の方も苦労したのだらうなと感じているところではあります。

続きまして、7ページの厚真中学校ですが、厚真中学校も入り口に受付がありまして、洗面所ですとか、食事の配膳場所はこういう形になっておりまして、仮設トイレがこういう形になっています。施設内のトイレをここに載せさせていただきましたが、基本的には、施設内のトイレというのは、水を通る前はあまり使わないようにして、外の仮設トイレに誘導していましたが、やはり体の不自由な方がどうしてもいらっしゃいますので、そういった方は中でというような形もありました。ここも体育館のようなところが居住スペースだったというところではあります。

続きまして、8ページのスポーツセンターです。スポーツセンターという名前のおり、体育館ではあるのですが、ここに避難所の受付があって、環境が良かったのは、談話スペースがあって、テレビが設置されて、あまり音を気にしないでテレビを見られていたという感じがあったのかなと。食事の配膳はこんな感じで、給水、それから、居住スペースがこんな感じではあります。

右下の写真を見ていただきたいのですが、青色のマットがあるのがわかるかと思うのですが、この青色のマットは、発災日だと思うのですが、このすぐ近くに厚真福祉会の福祉施設がありまして、その福祉施設の入所者が、こちらに一時的に避難をし、避難した時に、かなり厚手のマットを持ってきて、入所者はその後すぐに移動したのですが、厚手のマットだけは置いていってくれたということで、唯一、かなりふかふかのマットが供給されていたところでありました。

それから、9ページの厚南会館ですが、厚南会館も入り口にこんな形で受付がありまして、居住スペースは、和室とありますが、基本的には、ここも町の、先ほど説明したとおり、支所ですので、集会場みたいな大きなスペースがあって、皆さんそちらに避難しておりましたが、和室も若干あったので、ここに体調が悪い方も入れるようなスペースがあったというところではあります。

ロビーは、子どもが結構いるのがわかるかと思うのですが、厚真町は、先ほど、この厚南会館は、海岸に近いところにあるという話をしましたが、苫小牧に結構近い位置にあるものですから、最近、新しい移住者が入ってきたりして、若い世代が入ってくるようなと

ころでございまして、子どもが結構多いのが特徴で、子どもの居場所、これは後ほど説明したいと思いますが、そういったところも対策として必要だったのかなというところでは。

また、支所なので、事務室がありますので、唯一、ここは、事務室を使わせていただきながら対応に当たれたというところでは。

それから、10ページの上厚真小学校は、4回の巡回の時、避難者が少ないということもありまして、顔見知りの方が避難していたというようなところもあったと思うのですが、いつも落ちついた雰囲気でした。

居住スペースは、基本的には、中の写真は、プライバシーもあるので、撮らないようにしていたので、こういう写真になってしまったのですが、畳みたいなものを引いているのがわかるかと思います。画像が暗くてわかりづらいですが、その隣に居住スペースがあって、小学校ですので体育館もありますが、右側に毛布みたいなものが一列だけ並んでいるのがわかるかと思います。基本的には、この真ん中のところにいるのですが、夜とか、人が増えてくると、堅い床の上に寝なければいけなかったというところもありました。

また、この避難所には女子更衣室が完備されておりましたが、例を挙げると、総合福祉センターは、私が最初に行った時には、その後、改善されたかどうかわからないのですが、つい立てをして「女子更衣室」という張り紙が貼ってあって、ここで本当に女性は着替えができるのかなという状態でした。この避難所はきちんと仕切られたスペースがあったところがよかったのかなと思います。

また、炊き出しは、NPO法人が初日からずっと炊き出しをして、常に、ここが一番食事に恵まれていたというか、現地の農家の方もここにいろいろな野菜とかを供給してくれますし、そういったもので温かいものが提供され、食事の面で恵まれていたところだったと思います。

続きまして、11ページは、避難所代表者会議ということで、避難所は、こういう形で6カ所ありますので、それぞればらばらに運営していたのでは、ばらばらのやり方になってしまうということで、ここは意識統一をしましょうということで、私が行った次の日の9月8日から、毎日夜8時から開催することになりました。毎日大体1時間半から2時間半の時間で会議を開催しました。

出席者としては、役場の職員ですとか、避難所のそれぞれの代表者の方、道の危機対策課のリエゾンの方、青森県などの8道県の連携協定で入っていただいた方、社協の方、あとは、アドバイザーの災害ボランティア関係団体の方からもアドバイスをいただき、会議を開き、各避難所からの状況報告や本部からの連絡事項、アドバイザーから助言をいただくというのが、会議の大体の流れでございました。

この会議の中で、例えば、アドバイザーから助言をいただいたこととしては、避難所の中で、最初は、食住分離という感じではなかったのですが、やはり何日かたってくると、食事をちゃんと食べたいという状況の中では、避難されている居住スペースの自分のスペースで食べるのではあずましくないところもありますので、食住分離ということで、こう

いうスペースを設けたらどうかというのは、アドバイザーの方からいただいたご意見からできたことでございますし、ある避難所で要望を避難者が附箋に書いて張り出している取組を横展開しましょうということで、この画像は別なところですぐに取り入れた例でございます。緊急を要するものは赤いもの、そうでないものは青いものというような感じで書いて、こういうふうに張り出して、避難者の人たちも見られるし、お手伝いしている我々も見られるということで、解決されたら、順次、外していくというような改善が日々行われていったところでございます。

続きまして、12ページは、第1班の避難所運営、支援活動で取り組めたことということで、まず、話をさせていただきたいのですが、避難所の人員配置ということで、道への増員要請と適正配置ということで、先ほどご説明したとおり、副町長からも話がありましたので、すぐ増員してくださいという話をさせていただきまして、9月7日の総人数はこんな感じだったのですが、9月10日には、役場の職員の人数が9名ほど減っているのがわかると思いますが、そういった方が、順次、役場の業務に戻っていったところで、道も31人から48人に増えていますが、役場の職員の負担を軽減できたのかなと思っております。

この中で、9月7日の次の日に、第1弾で道から3名増員されたのですが、この時にどこに配置しようかと考え、やはりその時に、厚南会館の避難所の責任者が私も昔、同じ課で一緒に仕事をしていた元上司だったのですが、ふらふらで倒れそうな感じで、責任感が強い方なので、一人で全部背負っている感じがしたので、倒れてしまわないように、道からの派遣職員にも集まってもらって、ぜひ道職員にどんどん仕事を振ってくださいという話をさせていただいて、3名をさらに増員したということもありました。

道から派遣された職員は、一旦、役場の中心部の「ゆくり」の建物に集まっていたので、私からガイダンスをさせていただいたのですが、最初は、伝達事項は、主に業務内容だったのですが、そこにあえて心構えということで、太字にさせていただいておりますが、先ほどお話ししたとおり、この避難所の支援員を増員された意義を伝えるようにしたところなんです。役場職員を早く戻して、復興業務を行ってもらうために増員されたり、また、入れ替えがあるのだということをお話させていただいて、心構えとしては、道職員だけでこの避難所を運営できるのだというような心持ちで、皆さん、業務に当たってくださいということを最初にガイダンスさせていただいたところです。

避難所の巡回は、先ほど説明したとおりです。

また、リエゾンとの連絡調整ということで、非常に大量な規模で物資を要請したいということがありまして、私を通してのものもありまして、例えば、バスタオル1,000枚ですとか、スリッパ600足ということで、自衛隊のお風呂が2カ所設置されたのですが、苫小牧の銭湯を無料で開放する事業が厚真町に住んでいる方のお口添えで始まるということもありまして、ぜひこれは実現しなければいけないということがあって、その部分では、バスタオル1,000枚を必ずそろえてくださいというお願いをしました。スリッ

パ600足というのは、総合福祉センターは、途中まで土足だったのですけれども、段ボールベッドが入ることによって土足厳禁にしたということで、スリッパの要望が増えたというようなことがあって相談も受けたところです。

あとは、青森県との連絡調整ということで、たまたま8道県の支援の枠組みで入った方が、「ゆくり」の本部に来られたのですが、一緒に避難所を回って案内をさせていただいたところでございます。

最後に、課題を2ページでまとめさせていただきます。

避難所の設備関係ということで、居住スペースということでは、段ボールベッドは、非常に有効だなと改めて思ったところですが、それが入るまでは、居住環境としては、よくなかったというところです。

また、仮設トイレは、先ほどご説明したとおりです。

プレールームも、先ほど、厚南会館は子どもが多いという話をしましたが、足音で大人はストレスになるし、子どもも思い切り遊べないということで、両方がストレスになっていて、ある時、近くの、放課後児童クラブのようなところで遊べる機会があって、子どもたちをみんな連れていった日は、大人たちがぐっすり休めたと避難所代表者会議で話題になりましたので、そういう仕組みが必要なのかと思いました。

また、通信手段としては、9月7日当時は、私の私用の携帯電話はそうだったのですが、全然通じなかったというところがあって、本庁との連絡もなかなかとれなかったのも苦労したところです。

また、9月12日にNTTが各避難所に無料電話を設置することになり、これは、無料の公衆電話が最初のうちは利用できたのですが、それをやめるということになって、その代替として無料電話が設置されることになったのですが、各避難所に設置できるのかなと思っていたら、総合福祉センターだけが事前登録リストに載っていないということで、設置できないと言われたのですが、1カ所だけ駄目ですというのでは避難所間の差ができてしまうので、6カ所全てに設置してくださいということを要望させていただきました。平時からもう一度、そういったところも見直しておく必要があるのかなと改めて思ったところです。

また、運用面では、避難者数の把握ということで、パソコンで把握できれば一番いいかなと思いますし、あとは、避難所は出入りが激しいということで、だんだん名簿上の人数と現況の人数が合っていない、食事の数も合わなくなっているということがあったので、ここは何か工夫できないかなと思いました。

また、マスコミ取材ルールとして、父母同伴でない子どもが単独で取材を受けるというあり得ないケースもあったものですから、そういったことが起こらないよう最初からきちんとルールを作っていかなければいけないかなと思いました。

土足ですと、やはり衛生環境に問題がありますので、最初から土足厳禁の形がとれるのがいいと思いました。

最後になりますが、避難所支援職員の派遣期間ということで、これは道の課題ではあるのですが、二つの避難所の例を挙げました。スポーツセンターは、最初に私の配置の仕方が悪かったのですが、派遣期間が同じである2班をスポーツセンターに割り振ったので、2班とも同じサイクルで入れ替えとなってしまいますので、どうしても、表中の三角印のところは、引き継ぎが半日という意味なのですが、半日というか、数時間の引き継ぎで次の新しい班に、引き継ぐ形になってしまうので、こうなってしまうと、それまでの業務で学んだことがゼロに近い形になってしまうので、ここはやはり重なる日を設けなければいけない。下の厚南会館の例は、たまたま胆振総合振興局が2日単位でしたので、ずれが生じて十分な引き継ぎが可能でした。このような引き継ぎが必要なのかなということで、リーダーの私の引き継ぎの際は、1日派遣期間を延長させていただいて、二重丸のところですが、重なる日を設けて引き継ぎをさせていただきました。

また、女性職員を派遣していただきたいという要望も何回か聞きました。やはり女性だと話しやすかったり、また、子どもに対しても、女性の方がソフトな対応でいいということがありましたので、そういったところも、女性の夜間休憩スペースの問題もあるのですが、やはり男性だけではなくて、女性もどんどん避難所に行ってもいいのかなと感じたところがございます。

長くなって済みません。以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ウォレットジャパン株式会社様、よろしくお願ひいたします。

【ウォレットジャパン株式会社】 ただいまご紹介いただきました札幌市のトイレコンテナメーカーのウォレットジャパン株式会社の岡田と申します。

本日は、このたびの震災で避難所にコンテナ型トイレを設置させていただきました業者と、一般社団法人日本トイレ協会とNPO法人日本トイレ研究所に所属している責任もございまして、今回、避難所のトイレ環境、また、実際に使っていただいている避難者の健康状態も踏まえて、トイレの状況もすごく大事だと思い、その責任を持って、実際に避難所で担当の方とお話しさせていただいたり、私自身が体験した限られた情報となりますが、ご報告させていただきたいと思ひます。

今後の避難所の設営に当たって、仮設トイレのあり方などを改めて見直していただき、今後の参考になればと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そもそもコンテナ型トイレとはどのようなものかということですが、時間にも限りがありますので、簡単にご紹介させていただきます。

まず、日本はトイレ先進国で、普段私たちは、当たり前前にトイレができる環境で育ってきているのですが、いざ災害が発生して、断水、停電、給排水管の設備の損壊などでトイレが使えなくなってしまうと、誰もが清潔、安心、快適な環境でトイレを使いたいという欲求が出てくると思ひます。しかし、いざ避難所に用意されるのは、過去の震災も踏まえてですが、建設現場用につくられた仮設トイレとなりますので、容量も少なく、すぐに使

えなくなってしまうという難点がございました。しかも、そういう緊急時に出されるトイレは、余剰在庫としてある和式トイレがほとんど搬入されているのが現状でございました。いざ避難所でそういうのを使うとなると、高齢者、障がい者、お子様にとっては、非常に使いづらいものだと思います。

そのような状況の中で、弊社は、屋外トイレの環境をよりよくしたいという思いがありまして、もともとコンテナを扱っていた会社という部分で、至ってシンプルでメンテナンスのしやすい、また、迅速な移動が可能なコンテナ型トイレを開発させていただきました。

そのようなことを踏まえて、今回の避難所に設置させていただきました経緯をご報告させていただきますと思います。

まずは3ページ目になりますが、初動としまして、地震発生から8時間後、午前11時ごろ、札幌市の危機管理対策室より札幌市内の避難所の2カ所に設置が可能かという出動要請を受けました。出動要請の内容といたしましては、まず、避難所のライフラインの現状を確認させていただき、ブラックアウトで停電と断水があるということで、弊社のトイレを保管しているところが小樽市内にあるのですが、そちらはまだ断水になっていなかったため、給水タンクを用意させていただき、また、弊社の親会社は運送業者もやっておりますので、発電機も結構大量に持っていたので、発電機と給水タンクを用意して現場に向かわせていただきました。

その同日ですが、地震発生から10時間後、1カ所目の札幌市の厚別区体育館に向かっている最中に、北海道庁の危機対策課様より、出動可能かということで在庫確認の連絡を受けていました。ただ、この時点では弊社ですぐに出せる在庫が2基しかなかったため、札幌市内のインフラの復旧と撤去待ちということで、この時点では待機になっていました。

次のページになります。

上の2枚の札幌市内の厚別区体育館と下の平岡南小学校の2カ所に設置させていただきました。

上の厚別区体育館に関しましては、出動要請を受けてから2時間後には既に1カ所目の設置、ユニットタイプだったので、到着してから15分で設置が完了し、すぐに使っていただきました。

二つ目は、その足で平岡南小学校に向かい、こちらもおおよそ10分ぐらいですぐに設置完了となり、使っていただきました。

次のページになりまして、北海道電力の迅速な対応によって、一部ですが、停電の復旧が早かったということで、厚別区体育館でご利用いただいたのは1日、平岡南小学校に関しては、清田区で甚大な被害があったので、4日間ご利用いただきました。

そして、札幌市で撤去となったときに、札幌市の迅速な対応で、くみ取りと、水道局のほうで給水いただき、すぐに原状回復をさせていただきました。

その流れで、今度は、北海道庁の危機対策課とすぐに連絡をとり合い、まず、厚別区の体育館が1日だったので、即日、安平町の設置に向かいました。

次のページになります。

弊社が設置させていただいたのは安平町地区公民館となりますが、こちらの避難所が開設されたのが7日、弊社のトイレは8日から18日までの10日間設置させていただきました。こちら、先ほどのような感じで、到着後15分ぐらいで設置完了、ご利用いただきました。

次のページになります。

こちらの安平町地区公民館に設置させていただきましたトイレですが、メディアの方や避難所にいた方からSNSや放送で拡散していただいて、避難所の近辺にいた方にも結構駆け寄っていただき、こちらのトイレをご利用いただきました。

役場の方からいろいろとお話を聞かせていただいたのですが、安平町の避難所は、7カ所開設されていたということだったのですけれども、仮設トイレを設置したのは安平町地区公民館だけだというお話だったので、必要とされている避難所はほかにないかと確認させていただきましたら、浄化センターの1系列の無事が確認されたということで、避難所のトイレ施設の給水タンクに、井戸水、あとは、来ていただいている給水車の水を利用して、実際に使っていただいていたという感じでした。

ただ、初動としましては、施設内で携帯トイレをご利用していただいたということだったので、実際に備蓄されていた携帯トイレというのも、1日から2日ぐらいで底がついたということで、2日目の支援物資を持ったというのが現状でございました。

気になった部分は、仮設トイレを頼むに当たっても、役場の情勢によって、仮設トイレなどのトイレ業者と協定を結んでいないから頼み先がわからない、資金が心配で頼めないなどの課題もお聞きしました。さらに、地元のくみ取り業者のパッカー車が土砂災害に遭い、仮設トイレを頼むことに不安があったということも言うておられました。

次のページです。

こちらが、安平町地区公民館の施設内のトイレになります。

寝たきりの高齢者の方や要介護者の方も結構いたので、役場の方や道の職員の方も介護を手伝いながら、こういう感じで施設内のトイレを使いながらも、歩ける方、元気な方は、目の前に弊社のトイレを置かせていただいたので、そちらのトイレを併用してご利用いただいていた。

次のページになります。

もう一カ所目は、地震発生から4日後の9月10日ですが、平岡南小学校から厚真町スポーツセンターへ直行させていただきました。

こちらは、9月10日から10月6日まで、約1カ月間設置させていただきました。

次のページをお願いします。

こちらの写真は、避難所のスポーツセンターに小学生のお子様も結構いらっしやっただので、トイレに行きづらい環境をつくりたくないということもあり、ハロウィンが近くということだったので、こちらでもいろいろ考えてご用意させていただいて、子どもたちと一

緒に装飾して、トイレに行きやすいような環境をつくろうと思い、いろいろと工夫させていただきました。

左上にちらっと載っているのですが、トイレノートなるものも置かせていただきました。先ほど、厚真町の発表があったときに、附箋で入り口にいろいろ要望などを書いていただいていたのですが、弊社でもトイレに特化して、気軽に書いていただこうと思って、置かせていただきました。

次のページをお願いします。

弊社のトイレ以外の状態だったのですが、用意されていたのが、和式トイレと小便器がセットのこういう仮設トイレでございます。これが悪いというわけではないですが、高齢者の方が多いという部分もありましたので、正直、和式トイレでするのはかなり厳しいのが現状です。

また、しばらく電気も来ていなかったのも、仮設トイレは、真っ暗闇の中でスマートフォンの光でされていました。

そして、先ほどちらっと言ったような感じで、右上ですが、設置後、大体5日後ぐらいには、パッカー車が来られなかったという部分で詰まって、こちらのトイレが使えなくなりました。

真ん中にあるラップポンというトイレは、すごく活躍されていたのですが、届いたのが5日後ということもあり、電気が復旧したのがその翌日だったので、1日しか使えなかったのですが、いろいろなトイレメーカーもいると思うので、いろいろなトイレを併用して使うことも有効かと個人的に思いました。

次のページです。

弊社が設置した避難所以外での仮設トイレの設置状況及び施設内トイレ環境ということで、今回は、厚真町に絞らせていただき、その中でも、先ほどお話があったように、総合福祉センター、厚南会館の避難者が多かったということで、こちらを中心に調査させていただきました。

次のページになります。

厚真町総合福祉センターの室内トイレの状況ですが、やはり、初動に関しては、こちらも特に高齢者が多かったのも、施設内のトイレを利用して、携帯トイレと併用してお使いいただいていたので、断水も長期的に続いていたので、小便器もこのような感じで使われないということなんです。手洗いも当然使えないということで、最初のころは、こういう張り紙もなかったのですが、今までの過去の震災を経験された方が、後々、結構来ていた部分で、その経験を生かして、いろいろな細かい配慮がされていたと思います。

車中泊の方も結構いたので、車中泊に対しての注意喚起的な細かい部分も必要だなと感じました。

次のページになります。

こちらは屋外のトイレですが、順番的にわかりづらいかもしれませんが、右側が設置後

すぐの写真でございます。この段階では、男女分けもされていなくて、ほぼ和式トイレです。

右下になると、見えているトイレの奥にもトイレが設置されていたのですが、夜になると灯光器の光も届かないということで、真っ暗闇の中で、皆さん、先ほどのような感じで、スマートフォンの光でされていました。後々、こちらにも、先ほどちらっと言ったトイレノートを置かせていただき、避難されている方のリアルな声を聞かせていただいた中でも、男女分けがされていなくて不安だという部分があったので、後ほど、これを参考にしていただき、ブルーシートで男女分けをされておりました。

こちらのトイレも、やはり何回か詰まり、実際に使えなくなったということがありました。

次のページをお願いします。

こちらに関しては、総合福祉センターと厚南会館に、短期的ではあったのですが、福祉用の車椅子のトイレを設置させていただきました。車椅子の方も実際に避難所にいたので、こういう部分ですごく助かったということがありました。繰り返すようですが、いろいろなトイレを持っているトイレメーカーもありますので、いろいろなトイレでこういう感じで併用して使っていただいたほうがいいのではないかと思います。

次になります。

こちらが厚真町の厚南会館のトイレの状況ですが、トイレを設置していたのはいいのですが、やはりトイレという部分で、入り口からちょっと遠いところに設置されていました。どうしても入り口近くで炊き出しとかをやる部分もあって、動線上、問題だとは思いますが、どうしてもこの位置になるのかなという部分が課題かなと思いました。夜になると、ここの動線も光がなかったので、小さなお子さんも結構いたのですが、怖いというお声を聞いていました。

ただ、仮設トイレもマニュアルとかを作成させていただいて、きれいに清掃とかがされているようでしたら、普通に気持ちよく使えます。こちらの厚南会館に関しては、清掃がすごく行き届いていたので、いつ見てもこちらのトイレはきれいでした。そういうマニュアルも必要なかなと思います。

次のページをお願いします。

先ほど何回かお話をさせていただいたトイレノートの件ですが、厚真町の担当者の方といろいろお話をさせていただき、厚真町のスポーツセンターと厚南会館、それと、先ほどの福祉センターの3カ所にこのトイレノートを置かせていただきました。その中でもいろいろなお声はあったのですが、やっぱりすぐに改善していただけるようなことは、役場の方にも見ていただき、衛生用品に関して、必要なものも要望的には出てくると思いますので、そういうのも参考にしていただきました。中でも、阪神・淡路大震災では、車椅子の方が汚物であふれた地べたに座ることでしか用を足せなかったということだったのですが、この23年間で随分と改善された様子を見て、時を感じましたというご意見など貴重な意

見をいただきました。

次のページになります。

ちらっと出たのですが、過去の震災での屋外トイレの状況です。

断水、停電になると、トイレの不安はすごくあると思うのですが、こういうふう公表されなかったという部分も結構多かったと思うのですが、実際にこういうトイレの状況で人が生きていく上でも、トイレは絶対に我慢できないと思います。ただ、こういう感じでも、少しずつは進化しているのですが、トイレの部分をもっと真剣に考えていただきたいと私は感じました。

やっぱり予期せぬ自然災害なので、日ごろ経験したことのない状況に置かれると、強いストレスがかかり、体調を崩してしまいます。何回も言うように、やっぱりトイレは大きな問題だと思います。

阪神・淡路大震災、東日本大震災を初めとする地震では、ライフラインの寸断で、例外なく被災地のトイレが不足するという事態が発生していました。人間が生きていく上で、トイレは避けて通ることができません。大震災に備えるためには、食品や水だけではなく、十分なトイレを用意することがとても重要だと思います。

過去にいろいろ学ばせていただいた中でも、仮設トイレは、75人で1基では不足ということで、50人に1基から、長期的になるようでしたら22人に1基ぐらいまで用意できれば、混乱もなく、皆さんも快適に使えと、以前、資料で拝見させていただきました。ただ仮設トイレを用意すればいいというわけではなくて、先ほど言ったような清掃のマニュアルというものも重要になると思います。

最後に、私個人が今後の課題かなと思った部分をお話しさせていただきます。

今回、携帯トイレという部分で、やはり北海道でこのような大きい地震が今までなかったという部分があるので、個人で備蓄されている方は、相当少ないと思います。ただ、夜中に震災があったときには、やっぱり家庭でトイレをするしかないということがあります。そもそも今回の避難所で携帯トイレの使い方がわからないという意見も結構出てきましたので、こういう訓練も必要だと思います。

あとは、役場、自治体での災害トイレマニュアルも、何年か置きに担当者がかわってしまうと、また一からリセットということになるかもしれないので、そういう部分も必要かと思えます。

快適トイレの推進というのは、私どもが所属している日本トイレ研究所でも、今、建設現場のトイレの洋式化を進めて、トイレの質を少しずつ上げていっている最中です。こちらに対しても、余剰在庫ですぐに洋式トイレが出せるような取り組みをしていきたいと思っています。

忘れがちなのは、高齢者とか、要介助者、障がい者、LGBTの問題とか、観光客の問題も、屋外トイレでも想定されることではないかと思えます。

下から2番目の自衛隊の支援で利用されていたトイレですが、実際に私も現場を見てき

たときに、最後の最後まで、ほとんど電気も通っていないような仮設トイレで用を足していました。きれいなトイレも中にはあったのですが、使うのを控えるような環境だったのか、そういう部分もあるのですが、自衛隊も、日々、復興支援のために一生懸命やっていますが、自衛隊員も人なので、きちんとした環境ですべきではないかと個人的に思いました。

最後に、ボランティアセンターで仮設トイレを依頼するという部分でも、そこにいた担当の方にも聞いたのですが、やっぱり遠方から来ていただいている方で、仮設トイレをどこに頼んでいいのか全くわからないという問題もありました。たまたま知り合いの方に手配していただいて、届くのに3日、4日がかかったというお話でした。まだ細かい課題はいろいろあるかもしれないのですが、トイレの部分というのは、表だってなかなか出ていないという部分もありましたので、今回、僭越ですが、お話をさせていただきました。

以上となります。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、ここで一度休憩に入りたいと思います。

ただいま、各関係者の皆様からいただいた報告につきましては、次の議事の論点整理の中で取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[休 憩]

3. 議 事

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、お揃いのようなですので、再開したいと思います。

お手元の次第に従いまして、議事に入ります。

まず、(1)の第2回検証委員会に係る確認事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 危機対策課でございます。

資料につきましては、2-1をご覧ください。

前回の12月25日の確認事項についてです。

一つ目は、根本委員より、道内での燃料供給がとまった場合につきましては、経済産業局様から回答要旨にあるような内容の答えをいただいております。

また、二つ目は、災害関連死の関係ですが、11月19日の第1回目の検証委員会の中で、細川委員よりご質問がございまして、この時点では発生しておりませんでした。回答にありますとおり、札幌市におきまして、いわゆる関連死で一人の方が亡くなられたという報告がございまして、これによりまして、この地震におけるお亡くなりになりました方は、41名から42名となっているところでございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

前回の検証委員会で八つの論点整理をしたわけですが、その後、改めて委員の皆様に見等のご照会をした結果、一覧になっておりますけれども、17の項目のとおり、表現の修正、あるいは、新たに課題、評価として追加された事項を掲載しております。

これにつきましては、資料2-3の中で、委員の方々の資料につきましては、赤字修正をしております。ここに反映されておまして、皆様には事前に一度ご確認をいただいているかと思いますが、内容につきましては、いま一度ごらんいただければと思っております。

資料2-1から2-3につきましては、以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ただいまのご説明につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ないようですので、続いて、議事（2）の被災地調査報告について、初めに概略を事務局からご報告いただきまして、その後、現地に伺った委員からご報告をいただきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】 資料3-1をご覧ください。

検証委員会委員による被災地調査報告でございます。

調査目的、調査内容につきましては、記載のとおりでございます。

調査日程は、1月30日の1日をかけまして、各役場で2時間ずつのヒアリングを行いました。役場が1時間、地域住民が1時間という割合で、非常に熱心なご意見をいただいたところでございます。

ヒアリング項目につきましては、以下にあるとおりでございます。

資料3-2をごらんください。

被災市町村での現地調査結果の概要ということで、一番左端に各項目と市町村からいただいたご意見、住民の皆様からいただいたご意見を整理してございます。

内容につきましては、この後の論点整理と重なる部分が大分多くございますので、この場では割愛させていただきます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、被災地調査に行かれた委員からお話をいただきたいと思っております。

まず、根本委員からお願いできますか。

【根本委員（北海道看護大学）】 まずは、行かせていただきまして、3町の皆様方、行政の皆様方と、一般住民の皆様方からご意見をお伺いしたところであります。

まず、私自身も、厚真町を初めとして、9月8日以降に出向いてはありましたが、被災された皆様方から聞こえてきた意見は、この概要書の中にもしっかりと詰まっています。

まず、私が一番強く印象を受けたのは、資料の9ページにボランティアという項目がありますが、住民の方からの意見の一つ目の「見事な活動で、頭が下がる。どこで恩返しで

きるのかなという感じ」という言葉をどの町でも住民の方がおっしゃっていたと私は把握しております。

まず、今回の地震被害に対して、さまざまな方からご支援、ご助言をいただいたということが、今回の胆振東部地震、まだ仮設住宅の中でお暮らしの方がいらっしゃいますが、ある意味で、すごくいい活動をしていただいたのではないかと、まずは御礼も含めて皆様方にご紹介させていただきたいと思います。

また、この中では特徴的なところが何点かございました。西日本豪雨も、その前の熊本地震もそうかもしれませんが、情報の動きが大きく変わりつつあります。すなわちSNSの問題です。これは住民の方がどのように受け取るかによって、自分たちの行動も被害を受けてしまう可能性があります。2ページのところに書いておりますデマという言葉は、今回の住民の方の中に、さまざまな混乱が生じたのではないかと思います。この3町だけではなく、札幌市、もしくは、道内全ての市町村において、この問題が発生し、これをどのようにクリアすべきかということは、この検証委員会の中でも話をぜひ進めていただきたいということです。

また、全ての町で聞こえてきたもう一つの問題は、ペットにかかわる問題です。やはりペットを飼っていらっしゃる方は、家族同然で避難をされてきます。ペットがいるので車中泊を選ぶ方もたくさんいらっしゃったと聞きました。これにつきましては、各災害の状況、もしくは、避難所の状況によっても変わるとは思いますが、私たちもしっかりと受けとめて、次の災害に向けて検討をしなければいけないと思います。

また、逆によかった点として、私自身もこれに携わらせていただきましたが、先ほど内閣府からもご報告があったとおり、段ボールベッドについては、今までの災害の中で史上最速のスピードで避難所に敷設されたと思います。さまざまなご努力があったことによって、5ページの五つ目のポツぐらいのところから段ボールベッドが並んでおりますが、これは、被災自治体の保健師からの言葉であられていました。特に上から6段目では、想像以上にご高齢の方々の筋力の低下が見られることを実感し、これがベッドによって改善、もしくは、改善の方向に向かったということをお話しされておりました。こういった好事例を次につなげることも検証委員会の重要な役割ではないかと考えております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

では、細川委員、お願いします。

【細川委員（札幌市防災協会）】 私どもも、3町に行って、住民の方と行政の方からいろいろお話を伺ったところでございます。そういった中で、今、根本委員からもかなりいろいろお話がありましたが、一番強く感じたのは、正常化の偏見といいますか、自分のところでこんな大きな地震が起きると思っていなかった。全く備えていなかったという気持ちではないのですが、やはり起きると考えていなかった。そうなりますと、それに対する対策が、自助の面でも、あるいは、共助、公助まで言うと言い過ぎかもしれませんが、どうしてもそういった意識につながりやすいので、この辺の意識を高めていくことが必要で

あると思います。

それから、今回は、全道的にブラックアウトという状況がありまして、実際に物の製造、流通が極端にストップしてしまったということがございます。2日程度で解消しましたから、その後、流通あるいは製造が復旧して、特に最悪の事態はありませんでしたし、本州方面から、自衛隊も含めて、支援物資、救援物資が急遽搬送されてございましたから、そういったものでうまくいった部分もあるかと思うのですが、自助の徹底、先ほど、内閣府から、防災基本計画にも3日間、最低でも1週間ぐらいは、本当は1週間ぐらいは自助を徹底することになっているといったことも徹底しておかないと、本当にこれが長引いた、あるいは、今回は暖房も冷房も要らない時期に起きましたけれども、今日のようなマイナス2桁という最低気温で起きたときに、相当の混乱が予想されます。そういった中で、まずは自宅でのしのげるものはしのげるように、自宅での備蓄準備が相当できていかないと、行政サイドの公助の負荷が大きくなってしまって、物が必要、マンパワーが必要、1万人の避難者なのか、10万人の避難所なのかで必要なものは全然違ってまいりますから、どうしても災害のときに必要な負荷を下げていくようなことの実現に向けて、自助の徹底が必要かと思いました。

常日ごろ言われている話ではありますが、これに実効性を持たせる、理解をしてもらってもだめで、やっていただかないとだめなので、どうやっていただくかということが重要かなという気がしております。

先ほど、内閣府、総務省、全国知事会からも応援体制のお話がありました。ただ、これをどんどん進めていかなければいけないのですが、今回も県の職員や市町村の職員で、特に経験を有した者がチームをつくって応援にやってくると。どうしても、小さな市町村であれば、どかんと大きな災害が来ると、数十人、100人、200人レベルの職員では対応が不可能ということですから、道の職員、地域の隣のまちの職員、本州方面からの職員の支援がどうしても必要になってくるということですが、それが専門化して、どんどん進化していくと、人と金と物を持った専門家チームがどんと入り込んで、その自治体の強力な支援をするという災害対応の体制もあります。今の法律の枠組みの中でいろいろな支援が考えられて、体制が組まれて、それがかなり有効に進んでいるとは思っていますが、この先、小さな自治体が被災したときに、基本的に法律で言えば首長が仕切る話にはなっていますが、それに対する支援がどのように進んでいくのか、専門家チームの派遣となりますと、いつもチームが乗り込んで、市町村の首長にアドバイスを送りながら、自主的な形をとっていくということが出てくるようになると思います。これは懸念でも何でもないですが、これだけ大きな災害が続く中で、どのようにチームの編成も含めて、被災自治体の支援、応援に当たっていくのかということを考えておくことも必要ではないかと感じました。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、私からお話をさせていただきます。

私は、住民のお一人が言った言葉にすごくあつと思ったのですが、今回、被害が大きかった地区は、沢の近くに住宅が建っていて、随分壊れてしまったということですが、前日の台風では、かなり雨があって、強い風が吹いた。僕が70年ぐらい生きてきた中でこんなことはなかったというお話と、沢というのは、昔は今のよう水道がないですから、水の近くで生活していたのだ。だから、沢の近くに集落があるのは当然なのだという話をしたときに、北海道はまだまだそういうところに集落があるのではないかということで、そういうところにどういう集落があるのかということをもう一度点検する必要があると感じました。

また、古い家の耐震化がなされていないということです。むかわ町は、1階がお店で2階に居住していたけれども、その1階が全部潰れていて、2階で生活していたので助かった。もし1階で生活していたら、また、あれが夜ではなくて昼間だったら、1階で仕事をしていたことも考えられる。そうすると、もっと死者が多く出たのかもしれない。また、生活している場面であったら、火災も起きたのかもしれないということで、耐震化の問題も大きく関連すると感じました。

また、情報の発信と受けとめ方ですが、今回、3町を伺ったときに、町によって情報の受け取り方に違いが見られました。それはどういうことなのかというと、情報がきちんと発信されていたにもかかわらず、受け取り手がどういう受け取り方をしたのか。3町が別々に受け取ってしまっていては危機に関しては非常に困ったことになる。そうすると、情報の発信、受け取り方、受け手の問題もあるのかもしれませんが、その受け手というのは、こういう災害が起きているときには、忙しかったり、いろいろなことがあると思いますし、もしかしたら理解不足ということもあるかもしれません。

それから、職員の若年化もこれから起きていく中で、十分な理解が得られていなくて、次に確実に情報をつなげていけていないことも考えられるのかもしれない。そうすると、情報の訓練、システムづくりも今後は徹底的にしていかなければ、有事には備えられないのではないかと感じました。

もう一点、とてもよかったと思うのは、9月1日が近かったので、各町で防災訓練を非常にしっかりしておりました。その効果が出ていて、津波を想定して自分たちで逃げるという行為をしていたまちもございましたし、町自体で、住民同士で安否確認をしたりという関わり方も見られて、そして、速やかに町に安否確認の連絡をしているという訓練の有効性も見られたということは、先ほど細川委員もおっしゃっていたように、自助、そして、日々の共助のつながりもこれから徹底していかなければならないのではないかとということ、現地に行って改めて実感させていただきました。

ありがとうございました。

皆様から何かご質問等がございましたらお受けさせていただきますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、論点整理に入ってまいりたいと思います。

まず、本日は、避難行動のほか、七つの検証項目について議論をいただくことになって
います。

まず、事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局】 資料4の論点整理〔2〕をご覧ください。

おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

まず、1点目は、避難行動－1ということで、避難勧告の伝達状況、手法や避難所の確保、住民の避難行動についてでございます。

評価できる事項を見ていただきまして、土砂災害の危険性により、適宜、避難勧告、避難指示を発令できたということです。

○（マル）の二つ目として、防災行政無線、広報車、Ｌアラートなどにより、住民に対する情報提供ができたということです。

さらには、住民に対して、屋外スピーカーや戸別受信機を活用して、避難の呼びかけができたということです。

○（マル）の四つ目として、日ごろから防災に関する取り組みを実施していた住民は、防災用品を準備していたということがございました。

課題につきましては、地震の影響の大きかった市町村では、指定避難所が地震により損傷して使用できなくなったため、やむを得ず、耐震性を満たしていない施設を避難所とした例がございました。

また、●（マル）の三つ目、四つ目でございますが、独居高齢者、あるいは、ペットを飼っている方がそういった理由等で避難所の中への避難をなかなかしなかったという事情もございました。

また、道内における自主防災組織の組織率は、依然として低い状況でございます。

次のページをご覧ください。

避難行動－2、要配慮者の避難行動及び避難体制でございます。

評価できる事項ですが、道や市町村、自治体におきましては、宿泊場所を確保できない外国人を含む観光客等に対しまして、庁舎や管理する施設等を受け入れ場所として提供して
ございます。

また、避難行動要支援者名簿を活用し、高齢者に対する見回りを行った市町村もございました。

また、ほかの市町村では、システムダウンにより名簿は使えませんでした。ほかの名簿を活用して、電話による確認や訪問により安否状況を確認したということでございます。

課題ということで、停電で端末システムが使えなかったため、名簿を活用できなかった
ということです。

もう一つとして、名簿が電子データ化されていましたが、常時更新されておらず、さらに、紙ベースの名簿を作成していなかったという課題がございます。

次の4ページをご覧ください。

避難所運営・支援－1ということで、避難所の開設、運営、支援体制、住民、避難者等の協力体制についてでございます。

4ページから5ページにつながってございますが、評価できる事項としまして、避難所を速やかに開設できたということ、行政や民間事業者、ボランティアなど、さまざまな機関による運営支援が行われたこと、支援に当たっては、健康相談や心のケアなどにも配慮できたということでございます。

横に行きまして、課題としましては、全ての避難所というわけではありませんが、避難者名簿を直ちに作成することが困難であったところもございました。

それから、道災害対策本部におきましては、当初、必要物資の調整に時間を要したため、避難所の運営に必要な指導、助言に注力することができなかったという実情もございます。

また、避難所の自主運営につきましては、日中、高齢者のみとなる避難所も多く、現実的には難しかったということでございます。

次のページをごらんください。

左の評価できる事項でございます。

複数の市町村がおっしゃってございましたが、少数の資機材については、ホームページやSNSを活用して、直ちに確保できたという事例が紹介されておりました。

避難が長期化した市町村では、学校の早期再開などの観点から、避難所の集約を進めていったということもございます。

○(マル)の四つ目ですが、要配慮者向けの福祉避難スペースの設置や福祉用具の貸し出し、要配慮者向けの物資の提供を行えたということでございます。

さらに、災害派遣ケアチームの派遣を行い、要配慮者への福祉的支援を行ったということもございます。

さらには、応急仮設住宅を速やかに供与できたということもございます。

課題ということで、先ほどもお話がありましたが、デマ情報の行政への確認と打ち消しなどがなかなか難しかったということです。

避難所運営につきましては、派遣者が一度に入れかわり、事務引き継ぎに苦慮したということです。

さらに、下から三つ目でございますが、福祉避難所の開設状況や避難の方法につきましては、要配慮者へ情報が行き届かず、結果的に自宅にとどまらざるを得ない事例が発生いたしました。

さらに、要配慮者向けの物資や資機材につきましては、避難所に常備する備蓄品が乏しいという状況でございます。

次の6ページをご覧ください。

避難所運営・支援－2ということで、避難所の生活環境の改善、ペット対策、応急仮設住宅についてでございます。

評価できる点ですが、市町村の栄養士が献立を考え、避難者へ食事を提供したということでございます。

また、避難者ニーズに配慮した物資や、避難所用物品の貸し出し、提供を実施しております。

また、段ボールベッドと仕切りパーティションを設置し、プライバシーに配慮した対応ができております。

避難所にコンテナ型トイレを設置し、衛生面に配慮しましたほか、飲食スペースを分けるなど、避難所環境の改善ができております。

ペットの同行避難につきましても、拒否することなく対応できたということでございます。

課題についてですが、プライバシーや建物内での生活に不安を持っている車中泊の方々がいらっしゃいまして、避難所を移動していただくことがなかなか難しかったということでございます。

また、三つ目でございますが、避難所での一人高齢者に対する付き添い支援がなかなか難しかったという面もございました。

一番下ですが、避難者のメンタル面への配慮や避難者同士のトラブル、体力低下に対する対応が難しかったという実情もございました。

次の7ページをご覧ください。

交通ということで、交通障害及び交通規制の状況及び影響等についてでございます。

評価できる事項の○（マル）の二つ目でございますが、信号機が滅灯する中、道警察による交通規制や安全運転によりまして、重大な交通事故は発生しておりません。また、外国人観光客を中心に、ここに書いているようなポータルサイトにおきまして、交通の運行情報等を発信してございます。

課題としては、大きな事故は発生しませんでした。路線バスや観光バス、さらに、トラックにつきましては、安全な運行という観点から、一時的に輸送ができなくなったという影響もございます。

三つ目ですが、震源に近い海沿いの市町村では、住民みずからが避難したのですが、結果的に渋滞が発生し、ここには書いてございませんが、役場の職員が出るときに時間がとられたという実情もございました。

8ページをご覧ください。

ボランティアということで、ボランティアの要請、受け入れ体制及び連携等でございます。

評価できる事項としまして、北海道災害ボランティアセンター、あるいは、市町村の社協の支援を受けまして、それぞれのまちごとに災害ボランティアセンターが直ちに設置されてございます。

また、被災者のニーズの把握に努めまして、道内外からのボランティアの参加による支

援ニーズに合わせた速やかな被災者支援を実施しております。

課題についてですが、行政や社協、ボランティア等の担うべき役割が曖昧なまま支援活動が行われたケースがあったという振り返りがございました。

次の9ページ、10ページをご覧ください。

被災市町村の行政機能ということで、行政機能の喪失状況及び支援等についてでございます。

評価できる事項の○(マル)の二つ目は、派遣元となる関係機関からの職員は、災害対応の経験や罹災証明事務に精通している職員ということで、効果的な支援ができたということでございます。

災害廃棄物の受け入れにつきましては、周辺市等との調整を図り、対応しております。

市町村では、避難所の運営支援を受けたことで、町の役場の職員はそれ以外の業務に重点を置くことができたということでございます。

横の課題に行きますと、道内の多くの市町村では自家発電機の配備が進んでおりましたが、まだ配備できていない市町村がございます。

○(マル)の二つ目は、職員の疲弊による行政機能の低下が一時見られたということでございます。

○(マル)の三つ目は、行政側から避難所の自主運営体制への移行に向けた働きかけを早期に促すべきだったという振り返りもございました。

10ページ目をご覧ください。

引き続き、行政機能についての評価できる事項でございます。

報道対応窓口を一本化したことで、報道統制が可能となったほか、定期的な情報開示ができたという事例がございました。

また、町独自のシステムとして、テレビのアナログ回線を活用した地域放送を積極的に活用し、住民への情報発信ができたということでございます。

最後に、一番下でございますが、町長を初め、幹部職員が同じ場所において、災害対応をしている職員からの報告を同時に聞き、直ちに判断という対応がとれたということでございます。

課題についてでございますが、被災町におきまして、支援職員の受け入れ体制や支援する側の自治体職員との業務の役割分担が、必ずしも明確に定められていなかったという振り返りがございました。

次の11ページをご覧ください。

積雪寒冷期等ということございまして、本日のような場合の避難所運営等についてでございます。

評価できる事項として、発災は9月でございますが、12月まで避難所がございましたので、プッシュ型支援により、避難者、被災者の防寒対策として、防寒衣類や段ボールベッド等の支援ができたということでございます。また、FF式ストーブなどの寒さ対策を

施した応急仮設住宅の整備を12月内にできたということでございます。

課題ということで、停電時における屋内での発電機やポータブルストーブの取り扱いに係る注意喚起が十分でなかったという振り返りがございます。また、積雪寒冷期に使用する暖房器具や資機材、発電機などの備蓄が不十分であるということと、体育館では自家発電機が整備されておらず、冬期の停電発生時において、暖房確保に不安があるということでございます。

次の12ページをご覧ください。

防災教育ということで、被災者・効果的な防災教育の実施ということでございます。

評価できる事項としましては、市町村の防災訓練に参加したことのあつた住民は、速やかに町民同士で安否確認を行い、町に報告することができてございます。

また、あるまちでは、経験の浅い防災担当職員に外部の専門研修を受講させ、防災対応能力の向上に努めております。

また、北の災害食レシピがさまざまところで紹介されており、避難生活における食の大切さに関する道民の認識が高まっております。

また、発災後、D o はぐキットの貸し出し件数が増加するなど、避難対策への関心が高まっております。

右ほどの課題をご覧ください。

今回の避難所運営で対応したことや求められたことは、D o はぐの内容とは一部異なつたという振り返りがございます。

また、住民主体による避難所運営が難しかった。防災に関する情報の多言語化が不足している。さらには、平時における備えの普及、実践が不足しているという振り返りがございました。

私からは、以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありました検証項目ごとの内容について、皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

また、先ほど関係者よりお話のあつた内容についても、ご質問等があればお願いいたします。

これから進め方をお話しさせていただきます。

まず、今回の対応が適切だったのかということの一つ目に考えていただきたいと思ひます。二つ目には、評価できる事項、課題として挙がっている内容は適当であるか、さらに反映すべき事項はないか、また、評価できる事項であっても、改善すべきこと、さらに、もう少しこうすればよかつたなというものがないか、そして、課題につきましても、このような対応方法が必要ではないかなどのご意見をぜひお願いしたいと思ひます。

まず、②避難行動-1について、今の観点でご意見がございましたらお願いいたします。

対応は適当であつたか、また、評価できる事項、課題として挙がっている内容は適当で

あるか、改善すべきところはないか、課題に対して、対応方法でもっとこうすべきではないかという必要性はないかということです。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、3ページの②避難行動－2をご覧ください。ここはいかがでしょう。

【根本委員（北海道看護大学）】 この項目は、要配慮者の避難行動、もしくは、避難体制、避難所へ行くということも入ってくると思います。今日出ている資料でいきますと、3町の行政の方からお聞きした内容の中にも入っていますが、在宅酸素、透析の患者の方々の把握と、その方々への広域搬送ということが出てきておりました。評価する項目として入れる部分と、この中でうまく動かなかった部分も課題の中にあるのかもしれませんが、どちらのほうにどのように入れたらいいのかの整理がうまくつかないのですが、要配慮者の中では、注意すべき患者ということで入れておいたほうがいいと思います。在宅酸素と透析患者と人工呼吸器の患者ということになるかと思っています。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

私から一つです。今の中で、旅行者の件ですが、今回の対応のところ、多言語による情報提供支援として、電話による外国人相談窓口を設置し、対応したと書かれているということで、道なのか、市なのかはありますが、私がお聞きしたところでは、国際交流センターで、通訳の方がちゃんと待機をしていたけれども、全然連絡がなかった。でも、札幌市の小学校かには、多くの旅行者が来て、多言語が非常に飛び交っていて、どう收拾していいかわからなかったということもお聞きしました。ですから、旅行者に対する言語対応についても、課題の中で少しお考えいただけたらいいのかなと感じたところです。

ほかにいかがでしょうか。

【事務局】 今いただきました件ですが、要配慮者の件につきましては、関係部局と調整を進めて、把握したいと思っております。

また、多言語につきましても、論点整理の防災教育に多言語の情報提供という部分が出てくるかと思っておりますので、それともリンクしながら、こちらにも掲載したいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

③避難所運営・支援－1に関しましてです。

【渡辺委員（日本放送協会札幌放送局）】（代理） 先ほど、厚真町の事例をご報告いただきましたが、まずは、多くの困難を乗り越えてスムーズな避難所運営をされた方々に敬意を表します。

その中で一つ申し上げたいのは、マスコミの取材ルールについてです。

今回、厚真町の一部の避難所では、ある時期から報道関係者は一切立入禁止という措置が長期にわたってとられました。そのきっかけとなったのは、一部の心ない振る舞いをした者がマスコミ関係者にいたという報告を現地から受けておりますが、そうした人はごく一部であって、多くの取材者は、被災地の現状や被災者の声を広くお伝えすることによって、社会や世論が引き続き被災地支援を続けていくという公益性を意識して現地に行っております。

そうしたことも踏まえて、一切立入禁止ということではなく、例えば、居住スペースなど、プライバシーがかかるところは、カメラ取材を自粛するとか、多くの方がお休みになる夕方から夜の時間帯にかけては立ち入りをご遠慮するとか、今後の災害に向けて、もう少しソフトな対策、ルールを検討していただく必要があるのではないかと思います。もちろん、被災者のプライバシーの保護は大変重要なことですが、同時に、報道の公益性も考慮した何らかのソフトな対策を検討いただくことも課題としてあるのではないかなと考えております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかに、このことについてご意見はございますか。

【根本委員（北海道看護大学）】 私は、厚真町に少し入っておりましたので、報道につきましては、私もさまざまところからご質問を受けておりますが、逆に、私たちから報道の皆様方にお伝えしたいことがあります。今までの避難所と今回の胆振東部の避難所で少し違ったことがあります。

その違ったことの一つは、今日北海道からご報告をいただいた資料の6ページのあたりを見ていただくと一番わかりやすいのですが、今回、10日以降の段階でいきますと、避難所のほぼ全てが段ボールベッド化されました。段ボールベッド化されると、ただ避難環境がよくなるだけではなくて、よく見ていただくと、家族単位のスペースになっているのですが、そこに表札が上がるのです。すなわち、個人の名前がその中にずっと出ている形で、写真が入ると非常に難しい状況になると思います。これは今までの避難所と違って、雑魚寝していて誰かわからないような状況ですと余り問題がないのかもしれませんが、中には、いわゆる個人情報そのまますらっとあるので、この避難所の中がこのように変わりつつあるということをご認識していただいた上で、報道の方々のご協議が必要ではないかと考えております。

【渡辺委員（日本放送協会札幌放送局）】（代理）ほかの通常の避難所との違いということも承知しているのですが、例えば、この図でいいますと、表札が張られている手前のいわゆる通路といえますか、パブリックな部分とか、そもそもカメラ取材をさせてくれということではなくて、それ以前のまずお話を伺いたいという段階も、立ち入りが禁止されれば、出入り口で待っているしかなくなるわけです。そうすると、逆に、被災者の方にとっては、出口に行くと記者が大勢いて待ち構えているので怖いということもあるのですけ

れども、こちらとしては、そこは何らかのいい方法がないのかと感じているところです。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 今回、聞き取りに行きましたときに、2ページにあるのですが、報道対応の窓口を総務課長が一本化して、ずっと定期的にそういう対応をしていったことがとてもよかったというお話がありましたので、今後、何らかの改善点をお互いに見出せればいいのかと感じました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

今度は、避難所運営・支援－2に関してです。

ここではいかがでしょうか。

【細川委員（札幌市防災協会）】 6ページに車中泊避難の話が載っております。車中泊の避難者に対し、できれば避難所に移動するということですが、例えば、建物の中で余震に遭うのが怖いとか、プライバシーがないから車の中での生活というのは、熊本地震でも多く見られましたし、今回もあったように伺ってございます。

これからは、建物避難もそうですが、どちらかという、車中泊避難や熊本みたいにテントの中での避難もどうしても出てくるという気がしますし、その場合、それを避難者とするのか、あるいは、避難者とするのであれば、どこまでどのような対応をするのか、例えば、食事の提供も含めて、車中泊をどうしてもするという事になれば、場所もある程度考えておかなければいけないということが出てくるのか。

今後、車中泊がメジャーになる可能性もないわけではありませんので、そういったときの対応も意識しておく、応援、支援する際にイメージしておくことは課題として挙げなければいけないという気がしてございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今回は、皆さん、車の中がいいとおっしゃっていて、私たちもびっくりしたのですが、プライバシーが守られて、暖かくて、ある程度の情報も入るということかもしれませんが、ここも考えておく必要があるのではないかというご提案でした。

ほかにございませんか。

【根本委員（北海道看護大学）】 6ページの評価できる事項の四つ目の項目になります。避難所にコンテナ型トイレを設置し、衛生面に配慮したほかというトイレの部分と、その下が、今度は避難所の中の部分なので、まず、ここは丸を分けたほうがいいのかと思います。トイレと屋内空間ですね。

また、屋内空間のフロアに椅子とテーブルを設置し、飲食スペースと書いていますが、ここは、単語として、道庁の資料では、食住分離という言葉を使っていたかと思いますが、建築学会の用語の中では、食寝分離、食べると寝るを分けるという言葉を使っていて、それが一般的なので、恐らく、それを使ったほうがいいのかと思うのですが、避難所の中では、食寝分離を推奨するのではなくて、徹底するとしたほうが、

避難所環境のさらなる改善が望めると思いますし、その文言を評価できる事項に入れていいと思いますし、今回やられておりましたから、入れたほうがいいのではないかと思います。

また、段ボールベッドが評価できる項目に入っているのですが、前回の会議でも出ましたとおり、段ボールベッドに関しては、今回、タイムラグが生じたことが課題としても出ておりましたので、右側の課題のところに、ベッドの設置について、各避難所間でベッドの導入にタイムラグが生じたという項目を入れてもいいのかなと考えました。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

私から1点ですが、自衛隊の給食支援の終了後に、配食サービスを活用するとともに、学校給食でそれを賄ったというまちがございました。まちだからできたということもあるのですが、学校給食をつくる際には、栄養士もそこにいますので、こういう活用の仕方ができるのか、今後、検討することも必要ではないかと考えました。今回は、学校給食がうまくいったということで、評価できるところに載せてもいいと感じました。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

⑩の交通に関してです。

こちらに関して、皆様から何かございませんか。

関係の皆様は、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

では、⑫のボランティアについてです。

ボランティアについて、評価できる事項、課題等に対して、何かご意見はございませんか。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 ボランティアの関係は、私どもは災害ボランティアセンターを担当しておりますので、課題のところに例示として災害ごみの取り扱いと書いてあるのですが、補足だけさせていただきたいと思います。

実は、報道で見ていただいた方は多いかと思うのですが、ごみと言っても、日常の粗大ごみまで出している実態です。その中に、ごみであれば構わないと思うのですが、実は、本来出てきてはだめなようなもの、例えば、アスベスト素材の建築資材、ガソリンであったり、化学物質を含んでいるようなものです。そして、一番驚いたのは、ライフル銃の銃弾が出てきたことがありまして、いわゆる警察沙汰になったわけです。そういうものをボランティアに実態として運ばせていた。そして、ごみ集積場の管理をボランティアに任せていた。結果的に事故が起きていないからいいのですが、ごみに対する意識が全くないボランティアが、軍手一つで、長靴一つで、半袖で、物を運んだり、ごみの集積場を管理し

ているわけですので、非常に危険な問題だと思っています。

この件に関して、役場の災害対策本部に、これはやめてくれということを数々交渉してきたわけですが、ああいう状況の中では、人手が足りないのでボランティアに頼むということで、受けざるを得なかったというのが現地の状況です。

調べてみたところ、道の環境生活部では、災害廃棄物処理計画をきっちり定めて、その自治体ができなければ広域で支援するような仕組みを定めておりますので、市町村がその仕組みを理解していなかったのではないかと私どもは考えております。

災害ごみの取り扱いの例として、このような実態がありましたので、報告させていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

非常に大事な問題ではないかと思いますが、これに関して何かございますか。

【事務局】 今、お話がありました担当部局の環境生活部とも協議をしながら、次の提言の中で何らかの措置をしていきたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今、ごみの取り扱いのところが出ていましたが、課題の3行目に、ボランティア等の担うべき役割が曖昧なまま支援活動が行われていたケースがあったということで、例がごみの取り扱いだけになっているのですが、これだけだったのでしょうか。課題ですから、もっとたくさんあったら、出したほうが良いと思うのですが、ほかに何かありますか。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 ああいう状況になりますと、ボランティア活動はここまでという線引きにはなかなかならないと思います。例えば、避難所の運営は、本来は行政側の責任でやらなければならないのですが、人手が足りないので、ボランティアが一時的に手伝うという仕組みはあってもいいと思いますけれども、避難所の運営ではないのですが、一部では丸投げされてしまうような事案もあるように聞いております。今、手元に資料はないのですが。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 わかりました。

ボランティアについて、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

⑬被災市町村の行政機能についてです。

ここで、お気づきの点が何かございましたらお願いします。

【渡辺委員（日本放送協会札幌放送局）】（代理） 文言上の問題ですが、10ページの評価できる事項の1行目の報道対応窓口を一本化したことで報道統制が可能となったというのは、行政文書としては、いささか不穏当な表現かと思えます。適切な情報管理とか、情報共有とか、しかるべき表現をお考えいただければ幸いです。

【事務局】 修正させていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 今の9ページの課題の2ポツ目の避難所運営の職員の疲弊のところですが、避難所運営をしなければいけない職員の疲弊もそうなのですが、もう一つ、ここは、被災市町村の避難所運営のスキルというか、もともとの災害への教育、訓練といったものがこの疲弊にもかかわってきていると思います。何が言いたいのかといいますと、災害に携わったことがない方で避難所運営管理者になられている方が多数いらっしゃると思います。ですので、その部分を改善しないと、次のときに間に合わなくなるといいますので、その項目を少し伸ばしていただくといいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 私もそれは思いました。ふだんからの職員の訓練等も必要ではないかなと考えます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、先に進みます。

⑭の積雪寒冷期等について、評価できる事項、課題という点でご意見がございましたら、お願いします。

【根本委員（北海道看護大学）】 想像の積雪寒冷期になると思いますが、まず、仮設住宅に関しては、これが評価できることでいいと思います。

課題について、今回の秋口よりも冬で、もし万が一という想定でいくなれば、恐らく火災の発生が一番怖い事案の一つになるかと思います。火災の発生に関する教育と言っているのでしょうか、防災教育の一環として、冬の暖房等を踏まえた火災の発生にかかわる部分はまだ余り進んでいないと思いますので、ここも課題として挙げたほうがいいと思います。

もう一つ、積雪寒冷期でもっと困るのはトイレ問題だと考えています。この部分に関しても、積雪寒冷期で対応可能なトイレ問題を解決することが必要であるということですが、これは公助だけではなくて自助の部分も課題として含めていただきたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

トイレに関して、ウォレットジャパン様で何かつけ加えたほうがいいということはございますか。

【ウォレットジャパン株式会社】 先ほど根本教授が言っていたように、東日本もそうだったのですが、かなり寒い時期に地震が発生する可能性はすごく高いと思いますので、そういう部分を踏まえても、自宅で通常使っているトイレは、携帯トイレを備蓄することで使えるので、いろいろな体制をとってでも先ほど言っていた備蓄を推進していかなければならないという部分で自助が真っ先に必要になるのではと思います。

仮設トイレに関しても、積雪寒冷地で使うとなると、おおよそ和式トイレなので、お尻をじかにつけることはないのですが、やっぱり屋外にあるということで、例えば、洋式トイレを用意したとしても、電気が通っていなければ、当然冷たいという状況になって、言い方はおかしいかもしれませんが、心臓の弱い方とかが座ったときには、かなりのショ

ックを受けると思いますので、仮設トイレに関してもいろいろ課題があると思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

携帯トイレの使い方を知らないというのも、教育の必要性があると思います。

ほかにございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、先に進みたいと思います。

最後の項目の⑮防災教育についてです。

評価できる事項、課題について、何かご意見がございましたらお願いします。

先ほど、防災担当職員に専門研修を受講させていたという話がありまして、とても効果があったとお話しされていまして。ただ、この方は、人と防災未来センターでの研修ということですので、そういうところで研修を受けてきた人たちが、自分のまち、それから、小さなところでいいので、職員に研修をしていく体制が整うといいなと感じておりました。

今、防災教育について、北海道は頑張っているんですけど、1日防災学校という学校教育等にも非常に熱心に取り組んでいただいているのですが、やはり教育委員会との連携、さらには、単なる防災イベントになるのではなくて、継続的に、手を変え品を変えと言ったらおかしいのですが、飽きないように、でも、ずっと働きかけられるようなイベントができていくといいと考えています。

今回、こんなに大きな災害が起きても、住民たちが頑張って復旧に向かっていく姿を見ていまして、それはどうしてかという、防災教育を受けてきたというか、これまでずっと、いろいろな形の中で、まちで、訓練を初め、いろいろなお話を聞いたりする機会を設けてきていたり、道がDIGとかD oはぐとかをやりながら自主防災組織を高めていこうとか、防災マスターという地域の防災に対して先進的に取り組んでくれる人たちを地域ごとに一生懸命教育して輩出してきたという歴史があるのではないかと私は思うのです。やっぱりその歴史というか、すごく長い歴史ではないのですが、阪神・淡路大震災以降、ここ10年ぐらいずっと取り組んできたことを皆さんも前任者から引き継いで、引き継いでという形で今があるのだと思うのです。そういう流れが、今回の大難が小難になったのかなと思います。確かに、いろいろな方たちの援助があったというのは、きょう改めてわかったところなのですが、住民たちの防災に対する意識も、少しずつではありますが、高まってきていると感じます。

ですから、防災教育に対しては、これまでも道が頑張ってきていますが、さらに充実させて、今の若い子どもたちが次の世代に行くまでに教訓としてつないでいってもらえるような活動にしていただけたらと考えています。

【根本委員（北海道看護大学）】 二つ、この防災教育の中で、課題というよりは、進めたいことと申しますと、一つは、前のページとも絡んでくるのですが、寒冷期を想定した防災教育が不足しているのではないかと思います。ここは、行政任せにならな

いという自助を深める意味も含め、また、逆に、行政の方々も、寒冷期災害を踏まえた避難所展開であるとか、この部分もさらに訓練等を進めていただきたいと思いますので、ここにあえて寒冷期を想定した防災教育を含めてもいいのではないかと思います。

もう一つは、地域に特化した防災教育が必要だと思います。どういうことかといいますと、札幌市型と今回の胆振東部のような地域で起こった場合と、やはり避難するまで、もしくは、避難してからの避難所運営に関しても大きく違いが生じます。特に、在宅避難の場合には大きな違いが生じますので、地域に特化した防災教育の推進が課題に挙げられるのではないかと思います。例えば、高層住宅に住む方、そうではなく平家に住む方、そういった中の一つ一つに応じた防災教育ができるようになると、さらに北海道地域が強い地域に、先ほど佐々木座長が言ったような今までのベースから、さらにワンステップ上がる事ができるのではないかと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

都市型と田舎型では違うというのが明らかになっています。

皆さんからほかに何かございますか。

【細川委員（札幌市防災協会）】 寒冷地対策にもかかわるかと思うのですが、先ほど、自助の徹底の話をさせていただいたのですけれども、自宅での電源の確保ですね。まち中では難しいのかもしれませんが、今、CMなどでも、ハイブリッド車から15アンペアまで電源供給ができるみたいなものもされておりますので、家庭での電源確保ということですね。このたびの地震のときは、道東のほうで発電機を家の中で使って、一酸化炭素中毒で犠牲になった方が2名いるという話がありました。そういったことにも注意をしながらですが、電力の確保がないと、どうしても避難者がふえてしまいます。特に大都市においてはそういう懸念もありますので、自助の徹底の中でそういうことにも力を入れていく、その中で、どの程度を暖房対策に生かせるのかとか、スマホの充電ということもありますが、少し進化させないと自助もだめなのかなという気がしております。そういう研究や、新たなものを利用した自助、共助も意識していく必要があるのかなという気がしております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今の7項目について、何か言い残したことがございましたらお願いしたいと思います。

【渡辺委員（日本放送協会札幌放送局）】（代理） 前回の論点整理（1）のフォローについても、あわせてよろしいですか。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 どうぞ。

【渡辺委員（日本放送協会札幌放送局）】（代理） 赤字で修正いただきました5ページの課題の一番最後のヘリコプターの飛行制限の部分です。ここに飛行高度に関する統制を実施したという文言を入れていただきました。ありがとうございます。

実は、報道機関にとって、この飛行高度に関する統制というものが非常に重要でして、例えば、この地域は一切飛んではいけないという地域制限をされてしまいますと、被災地で何が起きているかという深刻さ、甚大さを伝えられなくなってしまいます。あわせて、

津波発生時を考えると、上空からの映像をテレビで放送し、今、それをスマホでも見ることができますので、避難行動につながるきっかけになり得ると考えています。そういう意味では、もし自衛隊等の救援機関のフライトの準備が整い、飛行制限が必要になった場合には、高度によって報道機関と救援機関がすみ分けられるような体制が望ましいということ、今後の提言に向けてもテイクノートいただければと思います。

もう一つは、7ページの課題の二つ目のパラグラフの死亡者の氏名公表についてです。

他県では、被災者の同意なく氏名等を公表しているケースもあるとあります。実は、今回、市町村によって対応が分かれまして、最後まで死亡者の名前を匿名という市町村もございました。ただ、これについては、報道の中で、亡くなった方のご遺族から、どういう状況で亡くなったのか、例えば、家具が倒れて亡くなった方が、どういう配置でどういう対策をとっていたのに、それが有効ではなく、亡くなってしまったのかという貴重な情報は、今後の災害の被害を最小限に防ぐために重要な教訓であります。発表の時点で匿名になってしまいますと、そうしたディテールの中にある重要な教訓を取材して伝えることができなくなります。したがって、次の災害に向けた備えをするという意味で、広く社会で共有されるべき情報が得られなくなることを意味します。実名で公表した上で、実際に被災者への配慮などを鑑み、報道する際に実名にするか匿名にするかは各報道機関が判断すべきものと考えております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、ご意見として承っておきたいと思います。

それでは、時間も延長しておりますので、今、出されましたさまざまなご意見を反映した上で、論点整理として取りまとめていただきたいと思います。

また、今回の議論後にさらに追加すべき事項が何かございましたら、前回と同様、後日、事務局へご意見等をご報告する形でお願いしたいと思います。

次回の委員会では、これまで各関係者からいただきました報告や議論された内容を踏まえて、中間提言という形で課題などに対する対策の一定の方向性を示していただきたいと思います。と考えておりますので、委員の皆様はどうぞよろしく願いいたします。

きょうは、お忙しい中、ありがとうございました。

事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉 会

【事務局】 本日、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、大変ありがとうございました。

次回の委員会は、現在のところ、3月11日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、これもちまして、本日の第3回目の災害検証委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上